

令和 6 年第 3 回 神 崎 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 6 日 (木曜日) 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 継続費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (神崎町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (神崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 3 号 神崎町総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 6 年度神崎町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 6 年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第10 議案第 6 号 令和 6 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第11 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第12 請願第 2 号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第13 請願第 3 号 「マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証廃止の延期を求める意見書」採択に関する請願書
- 日程第14 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	池田	孝幸	君	２番	鈴木	司	君
３番	椿	浩一	君	４番	大原	秀雄	君
５番	高柳	智	君	６番	荒井	葉一	君
７番	鈴木	節子	君	８番	石橋	伸一	君
９番	高橋	正剛	君	１０番	寶田	久元	君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君	総務課長	廣瀬	裕	君	
教	育	長	小川	泰求	君	町民課長	澤田	達也	君
総務課企画財政担当課長	池上	至人	君	まちづくり課主幹	椿	一星	君		
まちづくり課長	石橋	正彦	君	教育課長	堀越	浩	君		
保健福祉課長	浅野	憲治	君	会計管理者	瀧川	美恵子	君		
教育委員会主幹	大野	和義	君						

職務により出席した者

事務局	長	本宮	賢	君	書	記	古里	卓実	君
-----	---	----	---	---	---	---	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（高柳 智君） おはようございます。令和6年第3回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労さまです。

5月31日に行われました議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から7日までの2日間となりました。議事運営につきまして、格別のご協力をお願いいたします。

議会を開会するに当たり、ここで、4月に新しく採用になった職員の紹介を執行部からお願いいたします。

（新規採用職員紹介）

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回神崎町議会定例会を開会いたします。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高柳 智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、2番 鈴木 司議員、3番 椿 浩一議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高柳 智君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月7日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会報告

○議長（高柳 智君） ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長からの行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本日は、神崎町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る5月19日に開催いたしました、第3回神崎発酵マラソン大会は、天候にも恵まれ、全国から2,100人を超えるランナーのエントリーをいただき、盛会裏に開催することができました。これもひとえに町民の皆様、また、町内各事業所及び各種団体の皆様、ボランティアの皆様のご支援、ご協力の賜物と思っております。改めて感謝申し上げます。

本大会は、千葉県誕生150周年記念事業の一環として行い、発酵の里こうぎきの魅力を伝えるべく、会場内で4つの体験ブース、ぷくぷく講座を同時開催するなど、今まで以上に内容を充実させて、ランナーを含め、来場者をおもてなししたところでございます。参加者やご家族から大変好評でありまして、次回開催を楽しみにしているというお言葉を多数頂戴いたしました。

昨年開催されました第2回神崎発酵マラソン大会が、2023年全国ランニング大会100撰に選出され、大変名誉ある賞を頂きました。今後も、神崎発酵マラソンがより多くの方に参加していただけるような、そして、町民の皆様が喜んでいただけるような大会づくりを目指してまいります。

また、令和6年4月より、神崎町の魅力的なイベントや観光名所を写真やイラストでPRするフルラッピングバスを、銚子東京線高速バスで運行開始いたしました。ラッピングデザインは、江戸時代から続く老舗酒造、鍋店、寺田本家の2件、そして、1,300年以上の歴史を持つ神崎神社などの観光名所をはじめ、町の最大イベントである発酵の里こうぎき酒蔵まつりや神崎発酵マラソン大会の写真を使用しております。

また、町で行っている移住・定住支援事業や子育て支援事業、そして、観光や移住先としての魅力を発信しております。

子育て支援センターどんぐりの森につきましては、本年度より開設日を週3回から5日に増やし、未就学児を持つ子育て世帯を対象に実施しております。常時、三、四組の親子が来所しており、子どもの遊びの場、子を持つ親の交流の場、子育て相談の場として利用されております。今後、利用者の増加を図るため、乳児健診等においてPRも行っていきます。

道の駅の経営状況につきまして、新型コロナウイルス感染症が5類となったことに伴い、昨年度は来客数も順調に伸び、感染症流行前を超える年間80万人以上の皆様に、お越しをいただきました。道の駅は、オープンしてから今年で9周年となりますが、今年4月までの累計来客数は約680万人となっており、大変多くの方に好評を博しております。なお、株主総会は6月22日に開催される予定となっておりますが、販売金額に関しても、順調に伸びている状況でございます。

次に、道の駅改修関係ですが、国が実施している圏央道神崎パーキングエリアの整備につきまして、内回りパーキングが令和7年度中、外回りが令和7年から8年度中の竣工に見直しされたことに伴い、関係機関とも協議した結果、令和6年度に実施を予定していた道の駅本体施設の施工に関しては令和7年度に実施することとして、施工時期の見直しを行ったところであります。道の駅改修工事に関しては、現在、造成工事や浄化槽整備工事のほか、電気関係インフラ改修工事を行っているところですが、今回、高圧受電設備キュービクル移設に伴い停電工事を行うことから、6月24日から29日の午前にかけて、道の駅施設は全館休業となる予定であります。また、外回りパーキングエリアの連結部分であるL型擁壁が完成したことから、造成工事に関してもこれから本格化していくこととなります。

続きまして、道路改良事業関係、主要事業の町道3路線についてですが、成田神崎線につきましては、昨年度、造成工事として延長360メートル、約1万1,000立方メートルの盛土工事を実施いたしました。また、流末排水路の整備工事についても実施し、全3か所を整備する流末排水路については、全て完了したところであります。本年度は、繰越明許をした本線工事の実施と側溝の布設、それから、植房農村館及び家屋移転補償に着手しており、用地取得についても強化をまいります。

また、新宿松崎線につきましては、地質調査、軟弱地盤解析、流末排水路設計を行うとともに、用地取得を進めてまいります。

最後に、毛成堀籠線ですが、毛成線の架け替えに向けて、今年度は造成工事を実施

する予定となっております。

結びに、明るい希望に満ちた、元気で活力あるまちづくりを実現するため、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（高柳 智君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） ただいま議長の許可をいただきましたので、令和6年3月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告を、朗読をもって報告とさせていただきます。

去る3月27日に、令和6年3月香取広域市町村圏事務組合臨時会が、香取市山田支所議場において開催されました。

当日の出席者は15名であり、定足数に達したので、議会は成立いたしました。

臨時会では、議案第1号及び第2号を一括議題とし、管理者から提案理由の説明後、いずれも原案のとおり可決及び認定されました。また、報告第1号及び報告第2号（専決処分の報告について）の案件は、いずれも物損事故に係る損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 工事請負契約の締結についての案件は、伊地山クリーンセンターの焼却施設定期整備補修工事に係る工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 工事請負契約の締結についての案件は、香取広域市町村圏事務組合小見川分署庁舎建設工事に係る工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、香取市内の十字路において、緊急走行中の消防車両と相手方車両が衝突し、当該車両を損傷させた事故に係るものであります。

報告第2号は、香取市内のアパートにおいて、救急活動中に居宅の一部を損傷させた事故に係るものであります。

以上、令和6年3月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告とします。よろしくお願いいたします。

◎日程第3 報告第1号

○議長（高柳 智君） 日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 以上で、日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第4 報告第2号

○議長（高柳 智君） 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 以上で、日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179

条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

改正の主な内容については、地方税法等の一部改正に伴う関係条例の改正を行うもので、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び扶養親族1人につき1万円を減税する個人住民税の定額減税の実施や、職権による減免を可能にする規定の追加などになります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第6 議案第2号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の改正を行うもので、これまで厚生労働大臣の所管であった水道行政について、水質または衛生に関する事務については環境大臣へ、その他の水道整備等については国土交通大臣の所管とする規定の整備を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第7 議案第3号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第7 議案第3号 神崎町総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年、町行政組織の変更を行い、企画係をまちづくり課から総務課へ所管替えしたことに伴い、町総合開発審議会における庶務担当課についても所要の変更を行うもので、両課の所管に応じて担当事務を取り扱うことといたしました。

今後の主な取扱い事務としては、総合計画の策定などを総務課企画財政係、総合的な開発計画、地域開発に関することをまちづくり課地域振興係がそれぞれ所管いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第8 議案第4号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第8 議案第4号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億700万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金では、衛生費国庫補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金996万円、総務費国庫補助金として、地方創生臨時交付金2,302万円を計上いたしました。16款、県支出金では、総務費県補助金として千葉県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金7万5,000円を計上いたしました。19款、繰入金では、財政調整基金より4,632万6,000円の繰入れを行います。

歳出の主なものは、1款、議会費では、議員報酬等の改正に伴う不足額として、573万5,000円を計上いたします。2款、総務費では、総務管理費において、中間サー

バー・プラットフォーム利用負担金として261万9,000円、ふれあいプラザ管理事業では、文化ホール内の移動観覧席の修繕工事として458万2,000円を計上いたしました。

3 款、民生費では、定額減税補足給付金支給事業として、所得税 1 人 3 万円、住民税 1 人 1 万円の定額減税について、定額減税し切れないと見込まれる方を対象に調整給付を行うため、3,164万4,000円を計上いたします。4 款、衛生費では、予防接種事業として、令和 6 年度の秋から65歳以上の方を対象に新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種が始まることに伴い、対象者 1 人当たり4,000円の補助を行うため、1,486万6,000円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 9 議案第 5 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第 9 議案第 5 号 令和 6 年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 5 号 令和 6 年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億2,340万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものにつきましては、4 款、国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、40万円を計上いたしました。

歳出の主なものにつきましては、1 款、総務費では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた周知に係る広報費、国民健康保険システム等改修委託料合わせて40万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 10 議案第 6 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第10 議案第6号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 令和6年度神崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,925万円とするものであります。

歳入につきましては、6款、繰入金では、その他一般会計繰入金として、事務費繰入金25万円を計上いたします。

歳出につきましては、1款、総務費では、介護認定ソフトのバージョンアップに伴う介護保険システム改修委託料として、25万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第11 請願第1号及び日程第12 請願第2号の上程、説明、採決

○議長（高柳 智君） 日程第11 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書と、日程第12 請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書は、関連がありますので、一括議題といたします。

紹介議員は登壇し、請願の趣旨説明をしてください。

9番 高橋正剛議員。

○9番（高橋 正剛君） （請願第1号朗読）

今回の請願の概要は、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生じ、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあることから、制度の堅持を求めるものであります。

議員の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（請願第2号朗読）

今回の請願の概要は、子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するため、

教育環境の整備を一層進める必要があることから、2025年度の教育予算の拡充を要望するものであります。

議員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高柳 智君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

日程第12 請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決します。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

◎日程第13 請願第3号の上程、説明、採決

○議長（高柳 智君） 日程第13 請願第3号 「マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証廃止の延期を求める意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員は登壇し、請願の趣旨説明をしてください。

6番 荒井 葉一議員。

○6番（荒井 葉一君） （請願第3号朗読）

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を6月2日、可決、成立させました。しかし、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えている。令和6年能登半島地震では、デジタル庁より被災者へマイナポータル活用が呼びかけられたが、被災時は停電が発生し、マイナ保険証の利用が困難である。千葉県内では、令和元年房総半島台風による被害

が甚大であり、広範囲で長期の停電、断水といったライフラインが寸断されてしまい、長く困難な生活を強いられた経験があり、紙の保険証を廃止されることに対して、不安を感じる声も上げられている。

健康保険証は、日本が世界に誇るべき国民皆保険制度の根幹となるものである。政府は、健康保険証廃止の時期を延期するとともに、資格確認を安全かつ確実に行うことのできる体制や、高齢者や障害者等、医療的ニーズの高い人たちが排除されないような体制などの構築に向け、マイナンバーの根本的な制度設計の再構築も含めて、確実に取り組むべきである。その上で、少なくともマイナ保険証が健康保険証として確実に機能する体制が整い、国民の理解を得られるまで、現行の健康保険証の併用を可能とするよう強く要望する。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係省庁、官庁宛てに意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高柳 智君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 請願第3号 「マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証廃止の延期を求める意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

◎日程第14 一般質問

○議長（高柳 智君） 日程第14 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 9 番 高 橋 正 剛 君 ◇

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋正剛議員の質問を許します。

○9 番（高橋 正剛君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等の利用、販路拡大等の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで有機農業を推進する取組の試行や体制づくりへの支援、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出するためのオーガニックビレッジ宣言、我が町は発酵オーガニックビレッジ宣言を、酒蔵まつり2024で町長と熊谷千葉県知事は行いました。

2001年から2020年にかけて、世界の有機食品の売上げが210億ドルから1,290億ドルまで増加、20年で6倍に成長しており、世界的に有機産物の需要が高まっております。日本は、耕作面積に対して有機農業に取り組む面積の割合は低く、有機JAS認証を取得している農地は0.3%が現状です。ちなみにイタリアは16%、ドイツは10.2%、スペインの10%と比べると、日本の割合はまだまだ低いことが分かります。

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減、さらに、生物多様性保全や地球温暖化防止にもつながる、そして、食の安全性を高めることに加え、SDGs 15「陸の豊かさを守ろう」などの重要な役割を果たすことができます。有機農業やオーガニックに取り組む意義は高まるばかりです。食の安全性を守る、急速に数が減る農家も守るためにも、安全性、収益性が高く、生産者に優しく、環境へ負荷が低いオーガニックへの転換が重要です。

私の質問は、発酵オーガニックビレッジ宣言に対しての質問から行います。

2023年5月23日、木更津市と佐倉市は合同でオーガニックビレッジ宣言、いすみ市は、オーガニックビレッジ宣言はしておりませんが、20012年から有機農業への転換を始めました。我が町の発酵オーガニックビレッジ宣言、その基本理念はどのようなものですか。

あとは自席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

今、高橋議員がおっしゃられたことは、ほとんどその内容かと思います。オーガニックビレッジということで、有機農業を推進しますよと。農業者のみならず事業者や地域の住民、あるいは外の住民まで巻き込んで、地域一体となって取り組むんだというような市町村が、オーガニックビレッジかと思います。その宣言をしたということ

で、うちの町はそういった方向に進みますよというようなウインカーを上げたということになるかと思います。化学肥料、それから農薬を使用しない有機農業の取組ということで、地域で進めていきますという事業であります。有機作物の作付によりまして、付加価値をつけた農産物の出荷を行うと。そうしたことによりまして農業経営に寄与していければいいのかなと、そう思っているところでございます。

まずは、入り口として、学校給食米の作付を行っていきまして、そうしたことから一つ一つ始めていきたいと思っています。いきなり全てオーガニックというわけにもいかないものですから、少しずつその中身の精度を上げて、種類、それから、一つ一つのものの量を増やしていくというような形をやっていければいいなと思っています。

また、それを使った有機食品ですか、有機農産物を使った発酵食品、ここで、先ほど言った発酵とオーガニックがかかってくるわけですし、そういった意味で、有機農産物を使った発酵食品、例えばみそであります。神崎町で今可能なのは、米と大豆は有機でできそうだという流れができていますので、それを使ったみそが最初にできるんじゃないかなと。そういった形を進めていければ、農業生産物と発酵食品が一つの発酵ブランドとして合体して、やっていけるのかなと考えているところでございます。こうしたことをほかの分野にも広げていきながら、発酵のまちと、発酵の里というようなものをどんどん広げていければいいなと、そう思っているところでございます。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

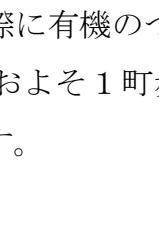
○9番（高橋 正剛君） 大変よい取組かなと思います。

我が国の農業や食を取り巻く現状は深刻なものである。とりわけ次世代を担う子どもたちの食が脅かされている現状を、重く受け止めなければなりません。日本の食の多くは輸入に頼っています。米を除く穀物、特に小麦、大豆、トウモロコシはほとんどが輸入です。それらの生産国で、紛争、戦争、自然災害、感染症などで、その安全が危ぶまれる状況も起きております。

食は多くの場合、種から始まりますが、日本の野菜の種の9割は海外で生産されています。種が手に入らなくなってしまうと、農業はできなくなります。また、農業資材、化学肥料や農薬の原料のほとんども輸入に頼っています。特に化学肥料の原料は化石資源であり、限りがある上、ロシア、ベラルーシ、中国などに偏在しております。今後は、これまでのように、お金があるからといって入手できるものではないという事態が予想されます。

さらに、農家の数は年々減り続けています。特に2015年から2020年の5年間で、22%も減少しています。しかも、平均年齢は2021年段階で67.9歳と高齢化しており、

このままでは農家が消滅の危機です。

これらの問題を解決するためにも、農産物の高付加価値を目標に、種を作り、肥料、飼料を作り、オーガニックな食物を栽培するサイクルを使ってはいかがでしょうか。安心安全な食の提供として、我が町の主要農産物は米です。いすみ市のように、先ほど町長が学校給食の米飯から始めたいということでしたが、私もそれが一番の近道かと考えております。

そこで、3校での年間に必要な米の量と、必要栽培面積はどのぐらいになりますか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 高橋議員の質問にお答えしたいと思います。

3校で年間に必要な米の量ですけれども、現在、75俵が給食で御飯として提供されております。

以上になります。（「面積」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） 高橋議員のご質問の中で、面積の部分のお話がありました。75俵ということで、実際に有機のつくりをしていきますと、俵数も減っていこうかと思ひます。ですひで、おひそ1町歩、1ヘクタールから1.2ヘクタールといった面積になろうかと思ひれます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） それでは、現在のお米の価格と、有機米にした場合の差額はどれぐらいになりますか。

○議長（高柳 智君） 堀越教育課長。

○教育課長（堀越 浩君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

現在、まだ神崎町では、有機米といひますか、特別栽培米が生産されておひせんひで、今までのほかの市町村での実績になりますけれども、いすみ市で令和4年度に、有機米が2万5,800円といひことで取引されておひます。現在、神崎町の給食で使っひておひるお米、コシヒカリになりますけれども、1万3,550円で、1俵当たり1万2,250円ほどの差になるかと思ひます。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 結構な金額になる、ほとんど倍に近い値段になっひてしまうかなといひことですが、オーガニックビレッジ推進のための有機農業者への支援は、ど

のような支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今回の事業の関係は、個々の事業につきましてソフトの事業ということですので、作付であるとかの方法、また販路の調査、拡大といった部分で使っていくところですが、町の単独事業の中で担い手支援育成事業補助金、こちらの中で除草機であるとか、いわゆるオーガニックの栽培に必要な機械の補助ということで、内容を拡大して支援をしているような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 今、田植え機だとかという話でしたが、当然、このオーガニックビレッジ宣言をする以前に、検討会や試行的取組の実施というのは行われたと思いますが、この有機米の栽培に向けた専門家の指導等はどうなっているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

2月の末に、関係機関の方、また農家さんも集めて、検討会というものを実施しました。その際には、先進的農業者の方の取組事例というような事例をご紹介させていただいたところです。これから、専門家の方を招いて勉強会、セミナーであるとか、また現地視察といったものも含めて、進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 今、現状で有機栽培を行っている方及びこれから取り組もうという農家さんは、どれくらいあるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

現在、有機農業に取り組んでいる……、有機という言葉がなかなか使いづらい部分もございます、J A S 認証を取っている農家さんは、米については神崎町内ではおりません。ですので、有機という言葉を使うのはなかなか難しいんですが、栽培期間中農薬不使用、また化学肥料を使用しないといった作付で環境保全型農業直接支払交付金、こちらの事業に該当する方については、現在8名おります。その中で米についてですけれども、今年度、新たに1つの農事組合法人で、栽培期間中農薬不使用の取組を進めるというようなことで、作付面積等も増えているような状況になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 将来的に、有機栽培の比率はどれぐらいまで持っていこうという考えですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

具体的な面積目標といったものまで掲げている状況ではないところでありますけれども、学校給食米を供給していただいている法人であるとか組織の方が5団体で、先ほど町長のお話の中からも、発酵食品の原料というようなお話がありました。そちらの供給も含めていきますと、神崎町内にあります5法人、1つの集落営農組織、また機械利用組合といった主要の農業者に関しては、何らかの形で関わりが出てくるようになります。全生産者が取り組むというのはなかなか簡単ではないと思うんですが、生産者の皆様に働きかけて、主要な農家さんに取組を進めていただくように進めようと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） まだ比率は分からないというところで、先ほどお答えの中で、J A S 認証も取れているところはないということでしたが、将来的にこの J A S 認証は取る方向に行くのでしょうか。取らないと、オーガニックという言葉が使えないと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今のところ環境保全型農業の取組の中で、要は農薬も使わない、化学肥料も使わないという農家さんがおりますというお話をしていたんですが、販売先の関係で、J A S 認証までは必要ないというような取引をされている方というのが、ほとんどだと思いますか、大半です。ただ、これから米の有機化というものを進めていく中で、販売において、やはり J A S 認証を取ったほうが有利というようなことが、調査を行っていく中で分かってきました。ですので、積極的に J A S 認証を取得するような取組というものを進められればとは考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） オーガニックビレッジ宣言ということですので、J A S 認証

をできるだけ多くの面積で取っていただいて、発酵オーガニックビレッジ宣言の町ということで全面的に打ち出していただきたいと思います。

それで、オーガニックに対しての予算措置はいろいろ考えていらっしゃると思うんですが、慣行栽培との差別化といいますか、慣行栽培に対してはどのように対応していきますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

有機の取組というものも、圃場の条件であるとかもございします。有機の取組については、可能な限り面積を増やして、取組農家も増やしてということなんです。慣行栽培を否定するようなものではありません。慣行栽培を行っていただいている農家さんについては、引き続き営農を頑張っていただければと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 両方とも手厚く保護をしてあげていただきたいと思います。

この発酵オーガニックビレッジ宣言、最後の質問ですが、先ほどの、パーセントは出ないということでしたが、最終目標はどのようなところに置いていますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

まず見えるところで言いますと、学校給食米のオーガニック化というような話というのが、先般出ております。取組初年度ですので、すぐに達成というのはなかなか難しいと思いますけれども、取り組んでいる農家さん、皆さんに働きかけを行って、数年後になってこようかと思いますが、学校給食米のオーガニック化というものが、近々のところで見えるところになろうかと思います。

また、先ほど町長のほうからお話がありました。神崎町内で作った有機の農作物、こちらを何らかの形でブランド化するようなことで、付加価値をつける。また、これから、みそであるとか発酵食品を作られている生産者の方ともご相談ということになるんですけれども、発酵食品の原料として有機の産物を使って、またそれもブランド化といった方向が取れればと考えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 分かりました。実施計画は5年を標準ということになっているようですので、5年をかけていろいろな施策ができればと思います。

オーガニックビレッジ宣言については、以上で質問を終わりにします。

続いて、確認事項、防犯カメラの必要性ということで質問いたします。

防犯カメラが必要とされる理由、「犯罪防止」、犯罪者は、監視されていると知っていると犯罪をちゅうちょする可能性が高まる、「証拠収集」、犯罪が発生した場合、防犯カメラは犯人の行動を記録し、警察の捜査や法的手続に役立つ、「犯罪捜査支援」、防犯カメラの映像は犯人特定に役立つ、「安全確保」、防犯カメラは公共の場や商業施設、住宅などで安全を確保し、安心感を高める、「監視が難しい場所でのセキュリティ効果」、人の目が届きにくい場所や広範囲をカバーできる。

令和5年4月から令和6年3月までの香取警察署管内の刑法犯罪の認知数は約800件に対して、神崎町は37件、約5%になるそうです。認知件数の内訳は、太陽光発電所銅線ケーブル盗難11件、侵入盗8件、自転車盗8件、車上ナンバープレート盗3件、車上荒らし1件、その他6件。あくまでも統計値であり、指数治安であり、居住されている方々の実際の体感治安に結びつくものではありません。人身の安寧を図るためにも、防犯カメラは必要だと思います。

我が町での認知件数が37件、これをどのように考えますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

犯罪の発生件数につきましては、この間も香取警察署の防犯課の方と協議した際、管内ではある程度の数字が行っている中で、神崎町では発生件数が大変少ないと伺っております。今800件に対して30件ということですので、やはり町内の発生件数は少ないのかなと。東部のほうに発生件数が大分偏っているというような話も、警察のほうから伺っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） これは、総務課長の自分の実感としては、多いのかな、少ないのかなと、この町として、この人口の少ない町としてはどう思いますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

30件の内容まではお伺いすることができなかったのですが、数値的には少ないほうかなと、個人的には感じております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） これはあくまでも認知件数ですので、認知されていないものがもっとたくさんあるということも聞いておりますので、やはり備えあれば憂いなし、防犯カメラ設置が必要だと思います。

空き家対策でも要望しておりますが、空き家に侵入している犯人が多いそうです。そして、盗むものがなく、火を使われてしまっは大変なことになるので、空き家対策、空き地対策にもこれは関連することだと思いますが、それを踏まえて、空き地・空き家対策はどう思いますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、空き家については、泥棒であるとかに狙われやすいというような環境があらうかと思います。防犯上の部分で非常に不安を抱えるところもあらうかと思いますので、防犯の強化というものは必要だとは思っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） なかなかこれは結論が出ない話ですが、本当に空き家、空き地、日に日に荒れてきておりますので、一日も早い、防犯上もお願いしたいと思えます。どのように考えますか、これについても。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

空き家の対策といったところで回答させていただきますと、今年度、空き家の実態調査を行いまして、空き家の状態というものを確認する予定です。その後、空き家の計画というものをつくって、特定空き家であるとかも選定していくというような方向になってきますので、これから空き家の対策というものは本格化していくような計画でおります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 犯罪者は、人の目を気にすると言います。犯罪を発生させない有効な一つが、防犯カメラの設置です。これは、罪を犯そうとする、たくらんでいる者を威嚇し、犯罪の抑止効果が大です。反面、防犯カメラの設置は、他人のプライバシーを侵害するという考えをお持ちの方もおりますが、一日も早い防犯カメラの設置を強く要望します。

続いて、災害対策。

日本は、災害大国と呼ばれているとおり、近年、自然災害が多発しております。現在でも地震だけではなく、台風、豪雨、火山の噴火など、多くの災害が起こる危険性を秘めています。そこで、災害が起こってしまったときの対応について質問いたします。

4月3日に台湾東部で発生した地震では、発生直後から、日本と台湾の対応の大きな違いが浮き彫りになりました。特に注目されたのは避難所の生活です。日本の被災者は、体育館に敷かれた段ボールの上で、プライベートむき出しの生活を強いられています。一方、台湾では、避難所の内側には、体育館の中であるとか、そういう施設の内側には、区切られたスペースに簡易ベッドが用意され、外にはテントが張られ、プライバシーが保護されております。無料Wi-Fi、エアコン、温水シャワー、果てはマッサージや育児スペースまで確保されているそうです。そして、避難所開設までの速さは、地震発生後4時間であったそうです。

我が町は、何時間でどのような避難所が開設できますか。また、何名収容できますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、近年、地震や異常降雨ですか、また大型台風、そういった自然災害が日本各地で発生しているような状況でございます。台風や異常降雨につきましては、気象庁からあらかじめ警報等が発令されますので、それに基づいて避難所を早め早めに開設して、対応しているような状況でございます。

一方で、今ご質問の、震災時の避難所の開設につきましては、今までの台風等の避難所の開設状況を見ますと、おおむね1時間程度で避難所の開設は可能なのかなと考えております。

また、そちらにつきましてはの受入れ人員につきましては、その地震の規模等によりまして、まず第一に神崎ふれあいプラザの避難所を開設し、規模によって次の避難所、神崎小学校の体育館や米沢小学校の体育館、あるいはわくわく西の城の体育館、そういったものを開設していくような予定となっております。

それぞれの施設の受入れ可能人数につきましては、ふれあいプラザにつきましてはおおむね250名程度、神崎小学校につきましては180名程度、米沢小学校につきましては120名、わくわく西の城につきましては190名、そして、神崎中学校につきましては160名程度、こういった方々が収容可能なのかなと考えております。

今申し上げた数字につきましては、おおむね1人当たり4平米から5平米のスペー

スを考えての収容人数ということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 台風であるとか雨とかは、先ほど課長が答弁していただいたように、事前に警報が出たりという情報が入るようですが、地震は予期せぬときに当然来ますので、地震のときはどのぐらいの時間で開設できるのか、それと、以前も質問があったと思うんですけども、今、避難所を言われた中のふれあいプラザもそうです。神崎中学校もそう。水害のときのハザードマップで、その地域は危険なところではないんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

地震時の避難所の開設時間につきましては、最速 1 時間から対応できるのかな。ただ、そのときの状況によって、職員がそのとおり対応できるかは、状況を見ながらでないと、なかなかお答えできないのかなと考えております。

ハザードマップにつきましては、最初に申し上げました神崎ふれあいプラザにつきましては、ちょうど一段敷地が高くなっておりますので、危険箇所からはプラザの建物は外れていると承知してございます。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 神崎中はどうですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご質問の神崎中学校につきましては、水害時にはある程度水没が想定されるということで、それらの災害時には、若干対応が難しいのかなと考えております。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） いろいろな場面を想定して、再度点検したほうがよいのではないかなと感じます。

台湾東部、これは花蓮市ですが、花蓮市は2018年にも大きな地震があり、避難所を整えるのに2日かかり、プライバシーが保護されてなく、被災者から大分不満が出たということで、こうした反省から、平常時から民間団体や企業とともに災害に備えて検討を進めてきた結果が、今回になったということです。

能登半島地震や台湾東部地震のような大きな災害には神崎は見舞われていませんが、東日本大震災で避難所を開設したり、給水所を設営したり、罹災証明を発行したりと

対応した経緯があるので、平常時に、検討すべきはもう一度検討すべきではないでしょうか。

また、先ほど課長の答弁でもありました、これが勤務時間内であれば、神崎に皆さん、おりますが、そうじゃない場合、神崎町外から来ている職員も年々増えているというのが事実ですので、そのような場合には、神崎町まで、ここの勤務地まで、役場まで来るという手段が奪われる場合があります。そうなったときには、それをどのように対応しようと考えていますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 災害時の交通手段につきましては、毎年防災の日に、それぞれ職員ごとにどういった通勤経路を取れるのか、また所要時間等についても、それぞれの職員ごとに把握してもらうような取組をしております。そういったものを参考に、実際にそういった災害が起きた際にどの程度の職員が対応できるのか、改めて検討しながら対策を整えてまいりたいと考えております。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 私は、夜であるとか勤務時間外の対応になったときには、多分その方たちを当てにしている無理だと思います。やはりこれは、先ほどの台湾の例ではありませんが、地元の民間団体、企業と主体的に検討を進めていただきたいなと思います。

そして、避難所での、どのような、神崎町は分かりませんが、プライベート空間を確保するためのパーティションや段ボールベッド、エアコンというのはどうなっていますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

段ボールベッドにつきましては現在50セット、そして、パーティションにつきましては、段ボール製のパーティションが100セットございます。また、プライバシーテント、個々のプライバシーを確保できるようなつくりになっているテントが今、約290張りございます。こういったものを活用しながら、避難所のプライバシーについても確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） エアコン、これは完全なエアコンではなくてもいいんですが、スポットエアコンのようなものはありますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） スポット冷房機と呼ばれるようなものは数台と、あと大型扇風機が数台、それぞれ確保してございます。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） スポットエアコンはないということですね。

あとはこれ、一番重要な食べ物の次に——食べ物は次にまた質問しますが——重要なトイレです。仮設及び非常トイレはどうなっておりますか。便器の破損、家屋の破損、断水によってトイレが使えなくなった場合に、簡易トイレが必要です。簡易トイレは、水がなくても簡単に使用できます。災害時にトイレが使えなくなるのは、非常に重要な問題です。それらの備えはありますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 答えいたします。

町では、仮設トイレを今現在2台保有してございます。こういったものを活用しながら、今、段ボールトイレ等もいろいろな形で製品化されておりますので、そちらの備蓄等も検討してまいりたいと考えております。

今、携帯トイレにつきましては200台用意してございます。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） トイレは大切ですので、なるべく多くの簡易トイレを用意していただきたいと思います。

非常食備蓄についての質問です。災害が発生してから救援・救助体制が整うまでには、3日かかると言われています。ある程度個人で備蓄はされていると思いますが、町としての備蓄はどれくらいありますか。そして、それは何名分の備蓄になりますかという質問です。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 備蓄の食料につきましては、アルファ化米、これはお湯や水を加えて食べられるものです。こちらにつきましては1万3,000食、これを3で割ると大体4,000人分ぐらいですか、1日当たり4,000人分ぐらいに対応できるものだと考えております。

また、それに加えて、クラッカー、1箱900グラム入り、円い、円型のもので、中には70枚程度入っているんですが、これが約100缶、そして、非常用の水、ペットボトル500ミリサイズが、24本入りのケースとしまして39ケース、こちらが今、町のほうで、防災倉庫等に確保されている非常食となっております。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） これが何名分というのは、先ほど御飯に関しては4,000人分ぐらいあるということで聞きましたが、やはり大災害のあった神戸では、人口の約13%、20万人分の水、御飯、缶詰等があるそうです。神崎もせめて20%ぐらいの備蓄を考えて、計算して、備蓄していただけたらいいのかなと思います。

それと、今、アレルギーを持っている方がたくさんいます。アレルギー対応の非常食、それと、ハラル対応の非常食というのは、神崎では用意されていますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

アレルギーの方に対する非常食として、現在では特別用意してございません。また、宗教上いろいろ食べられないものがある方に対する非常食につきましても、同じような状況で、備蓄はないというようなことです。今後、そういったものの備蓄についても、近隣の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（高柳 智君） 9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 神崎にも海外の方がたくさん今、住んでいらっしゃるようですので、やはりそういう方々のためにも、ある程度の備蓄は必要なのかなと思います。

それと、特にアレルギーは、今のお子さんたちはアレルギーを持っている方がたくさんおりますので、その辺、いろんなアレルギーがありますので難しいと思いますが、それに対応した非常食も、非常食として市販されているようですので、その辺も考慮していただきたいと思います。やはり全てこの辺、災害対応を一遍見直す時期が来ているのかなと思っておりますので、対応をしてください。

続いて、交通弱者。

令和6年4月より、タクシーが不足しているエリアや時間帯で、タクシー業者の管理下で運営するライドシェアが始まっておりますが、ライドシェアを推進する超党派の勉強会からは、ライドシェア全面解禁に向け、年内にも結論を出すよう訴えております。一般の人が自家用車を使って有料で客を運ぶ。地域や時間帯を限定しないことや、タクシー事業者以外でも参入を認めるなど、制度の全面解禁に向け、年内にも結論を出すという方向で進んでいるようです。千葉市、四街道市も、今月8日から一部でこのライドシェアが解禁になると、今朝の新聞で掲載されておりました。

このようなライドシェアの課題に対応し、交通空白地域、自治体、商工会、農協などが運営できる非営利型運送サービス、有償運送制度が実施されております。そして、国は、手引きの公表、各種交付金による財政支援等により、導入を推進しております。

先ほど申し上げたようにライドシェアは、全面解禁が行われた場合でも、神崎では運営主体になるところが難しいかなと思います。よりも、この有償運送制度、これを活用したほうがよいのかなと私は考えております。

例として2か所があり、商工会で運営しているという、全国1,643商工会のうち自家用有償運送制度を実施している2商工会、近いところでは茨城県常陸太田市商工会が実施しています。常陸太田市の里見地区、ここは93%が山林だそうです。人口減少、高齢化が進み、交通手段を持たない世帯が増えるとともに、バスの便が少なくタクシーもないことから、高齢者など交通弱者は出かけることもままならない状態。このため、地元からの要望により、平成16年から公共交通機関を補完するため、会員企業や目的に賛同する非会員企業から運転手、自家用車を募り、利用者登録した高齢者等からの依頼を受けて、運行を行っています。利用者の登録条件は、免許がない人、高齢者、子どもも含まれるそうです。タクシーの2分の1ぐらいの料金で行っているそうですが、我が町ではどのようにこれを考えますか。

電車は通っておりますが、駅まで行く手段がない。病院、1つの病院があります。それと、買物、スーパーに行く手段もなかなかないというところで、福祉タクシーはありますが、これは条件があるので、なかなか全ての人が利用できるということではないので、その辺を考えると、この有償運送制度をどう考えますか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

有償旅客運送の種類といたしまして、大きく2種類ございます。1つが、今言われた交通空白地帯を対象に、市町村やNPO法人等が事業を行うもの、そして、もう1つが、福祉輸送を行う自家用有償旅客運送ということで、福祉有償運送というものに分かれます。

今、神崎町では、福祉有償運送ということで1社、社会福祉協議会のみがそういった事業を行っております。ただし、これについては、障害等を持った方で通常のバス・タクシーでは移動できない方が対象となっており、許可を受けているのが現在通院のみ。通院のみ可能ということで、事業を行っております。

一般の交通空白地帯につきましては、管轄がまた変わってきますので、私からは福祉有償運送のみご説明いたしました。

以上です。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

先ほどお話がございました福祉運送と交通空白輸送ということで、交通空白輸送につきましては、バスであるとかタクシー事業のサービス提供が困難な地域を対象とするということで、実際、この事業を行っていく、検討するに当たっては、協議会等を設立してということになりますけれども、町域が狭いところもあります。一番大事なのは、タクシー事業者の方とよく相談をしてというようなことになろうかとは思いますが、現状はまだ、町域も狭いですので、タクシーの運行で賄えているというふうな解釈もできようかとは思いますが。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 福祉タクシーを社協で運営しているということですが、やはりこれは条件があるということですので、なかなか、このままの制度では利用できない。やはりタクシー業者があるということで、なかなかこの有償運送制度も使えないということがありますが、やはりこれは協議会をつくって、理解を求めながらやっていくのがベストなのかなと。または、福祉タクシーの条件をもうちょっと緩和して運送したらいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

協議会の設置というようにお話がございました。こちらは、交通の状況というものをよく精査した上で、協議会設置に関しては検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 先ほども申し上げたとおり、常陸太田市でも、常陸太田市全域がやっていることではなく、里見地区という一部の限られた地区の交通弱者、一部地域が全部交通弱者になってしまっているのです、その対応だということです。ぜひ神崎も何らかの、やはりこれだけ高齢化が進んでおり、毎日のように高齢者の交通事故が、死亡事故につながるものもあります。昨日も千葉市でタクシーの事故がありました。これも68歳。そんなに高齢者ではないんですが、そういう方でも事故を起こしてしまう。免許を返納しても交通の便がないということですので、早めの対応が必要だと思います。

続いて、定額減税。

今月6月より、令和6年度分所得税についてと住民税について、定額減税が実施されます。令和6年分所得税の納税者である居住者を対象として、所得者は本人3万円、同一生計配偶者及び扶養親族1名につき3万円、令和6年度所得分から控除と。町と

しての直接影響のあるのは、住民税1万円が控除されますが、住民税の定額減税方法として、特別徴収の場合と普通徴収の場合の減税方法を教えてください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

高橋議員がおっしゃられるとおり、今年度、定額減税が実施されます。そのうち町民税1万円、こちらのほうが減税ということになりますが、減税の方法ですけれども、まず、給与所得者で毎月お給料から天引きをされるという特別徴収の方につきましては、年12回あるわけですけれども、そのうち最初の6月分、第1回目を徴収しないという形に、引かないこととなります。残りの11か月分で減税後の金額をならすという形で、減税をするということで決定しております。

また、普通徴収に関しましては、年4回の納期でございますけれども、こちらについては、第1期目から順次、定額減税の額に達するまで引いていく。1期分で引き切れれば1期分で終了、1期分で引き切れない分があれば、翌2期分で減額という形で、順次減額をしていくという形となります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） その11か月分で控除、4期で控除という減税方法ですが、これで控除し切れなかった場合の対応はどのようにするんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えいたします。

住民税、定額減税が引き切れない方への対応といたしましては、今回、補正予算でも上げさせていただきましたが、調整給付という形で給付を行うということになります。こちらの調整給付につきましては、実際に住民税と所得税、それぞれ1万円、3万円がありますけれども、これが引き切れるかどうかを試算いたしまして、引き切れないと判断した場合に調整給付金を給付するという形でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） これは、令和5年の所得に対して計算しているようですが、もう住民税に関しては確定していると思うので、この住民税1万円、これが控除できなかった場合はどのようにするんですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

今回、この調整給付に関しましては、住民税と所得税という形で、町の税と国税があるんですけれども、こちらをそれぞれ計算して合算したものを、町のほうで給付するという事になっております。住民税に関しましては、令和5年中の収入を基に6年度で課税をしているので、基本的に額は確定しておりますが、今回のこの調整給付に関しては、所得税に関しましては、実際には6年中、今、働いてお給料を頂いている方とかは、その収入に合わせて所得税が確定していきますので、その金額を今の段階ではうちのほうでも把握はできていないので、今回は令和5年中の所得税の額を基に、国からの算定ツールが、全国的に統一したものが配布されておりますので、そちらを使って金額を仮で、見込みで計算をして、住民税分の不足額と合わせて交付をするという形になります。

また、交付をするときに、1万円単位にするということで決まっておりますので、仮に、全体で4万円、所得税と住民税合計で4万円のところを、既に1万5,000円は引けましたと。残り2万5,000円が調整給付の対象となりますけれども、実際に給付をする段階では、2万5,000円の5,000円のところは繰り上げますので、3万円という形で給付をするという形で、事務のほうが統一されております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 高橋議員、残り3分です。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） これは町長に質問です。質問といいますか、町長のご意見として。いろいろ、まだたくさん質問があったんですけど、次の質問のときには交付が始まっちゃっていますので、質問にならないので、ここで町長のご意見を聞きたいと思います。

今回の、このいろいろな手間がかかっている定額減税、控除したり給付したりという二重の手間、さらに、控除できなかったものは、所得税であっても各自治体が給付するという、大変なこの4万円を控除するための手間がかかります。これ、実際4万円を全員に給付しちゃったほうがよかったのではないかなと私は考えますが、町長はどう考えますか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

国の考え方としてはデフレマインドの払拭だと、景気回復のきっかけになればいいというようなことで始まったと聞いております。しかしながら、最近のニュースを見ると、今、高橋議員が言われたように、事業者側もシステムの変更をしたり負担がか

かったり、あるいは、研修会に行ってもよく分からないというような状況、そしてまた、町側といいますか、こちらにつきましてもそういった計算が非常に面倒であって、言われたように、一発で全員に4万円を配ったほうが早いんじゃないかというような考えは、町としても分かりやすく簡単かなと、そんなふうに私も思います。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 質問が残ってしまいましたが、これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（高柳 智君） ここで休憩といたします。議場の時計で13時30分まで休憩といたします。

（午前11時53分）

○議長（高柳 智君） 会議を再開いたします。

（午後1時30分）

○議長（高柳 智君） ここで、廣瀬総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 先ほど、高橋議員のご質問の中、非常食の備蓄について、アルファ化米1万3,000食とお答えいたしましたが、正しくは2,500食でございました。おわびして訂正させていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（高柳 智君） 一般質問を続けます。

◇ 8番 石橋 伸一 君 ◇

○議長（高柳 智君） 8番 石橋伸一議員の質問を許します。

○8番（石橋 伸一君） 8番 石橋伸一です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ことわざにはいろいろなものがあると思いますが、少し紹介をしたいと思います。皆さんもご存じだと思います。「千里の道も一歩から」や「ちりも積もれば山となる」、「短所も長所であり、長所もまた短所である」。まだたくさんことわざなどはあると思いますが、皆さんはもっとたくさんご存じだと思っております。

ある講習会で講師の先生が話された中で、すごく印象に残っていることを紹介した

と思います。皆さんも一緒にやっていただければ幸いです。体の前で腕をバツに組んでください。これはバツですから、よくないことやいけないことなどを表すと思うんですね。このバツを45度ぐらい、右でも左でも、ちょっと回してみてください。そうすると十文字になります。この十文字というのは、よく見ると、マイナス・プラスで言うとプラスになります。皆さん、ありがとうございました。

ですから、このプラスになるということが、一つのみそだと思うんですね。これは、最初にいろんな物事や何かをやったときに、物すごく駄目だというようなことや、これからやろうとしたときに、難しいというようなことがあると思うんですが、一つ見方を変える、見る観点を変えることで、いけないこともよくなったり、駄目だったことがプラスになったりすることができるんじゃないかなと思っております。そういう意味で、この講師の先生の話されたことが、自分の中ではすごく印象に残っておりますので、皆さんにご紹介をさせていただきました。

話は違いますが、5月19日に行われました第3回神崎発酵マラソンは、天候も曇りで、ベストコンディションで行われ、1,903人——これは広報の発表の人数でした——のランナーが参加され、神崎町を駆け抜けました。全国ランニング大会100撰にも選ばれました。無事にマラソン行事を終えることができたのも、住民の皆様の協力と、大会運営に携わった方や大勢のボランティアの皆様の方の力によるものだと思っております。大変ご苦労さまでした。

私もボランティアの一員として、このマラソン大会に参加をさせていただきました。その中で、少し違う観点からこのマラソン行事を考えてみました。ただ走っているという目的以外にも、違う目的も追加できるのではないかなと思いました。それは、「治にいて乱を忘れず」というようなことわざがありますが、マラソンのコースや会場は、内水マップで冠水する場所になっております。マラソン行事を通して、町全体として大規模な災害被災訓練、これは仮想訓練です。実際にその避難に向かって練習をするというよりも、マラソンを通して、その中で自分の係の中の責任を明確にしながら、災害に対してどう対応できるかということを考えていけたらいいかなと、そういうように思います。

例えば役場の職員の方々は、庁舎内での勤務が多いと思うんです。ただ、マラソンの場合には、いろんな係で、町全体の中で町の地理を体で覚える、そういうようなこともできるのではないかなと。それから、いろんな手助けをしてくれるボランティアの育成につながるのではないかなと。それから、いろんな団体とのスムーズな連携、こういうのも、マラソンを通して、係を通して、育てていけるのではないかなと、そ

ういうように感じました。

いろんな係分担の中で、意識を持って係の仕事に取り組んでいけば、例えば選手などを受け付けていただける方は、被災者の受入れや人数確認、そういうものもスムーズに行うことができるのではないかなと。あるいは、警備、安全の確保や誘導の場合には、通行止めで回り路の案内、これは各町内のほうであったと思うんですが、じゃあ、回り道をした先のことはどうだったんだろうということで、その回り道、植房のほうでも、立野や、それから古原に向かう道案内板なんかはありません。あっちに行ったら回り道ですよ。でも、来たらすごい道が狭いんです、通った方は分かるように。そうすると、右から来た車と左から来た車が擦れ違えなくて、数珠つなぎになってしまうと。それを地元の人が気がついて、交通の整理をしてくれたというようなことも伺っております。

ですから、町内だけではなく、例えばそういうように通行止めで通れないとき、まして米沢地区は狭い。だけど、その道を通っていかなくちゃいけない。そういうときに、きちんと安全に回り道を通過できるような、そういう地元の人の協力とか、そういうものもお願いをできたらいいんじゃないかなと、そういうようにも考えました。

あるいは救護関係で、走ってくる人の体調が悪かったりするような、あるいはけがをしたりというようなこともあると思うんですね。そういう救護についても、健康管理、けが・病気などの手当て、あるいは、町の担当者と県立病院、それから、消防関係、消防団、警察などと連携をして、スムーズにそういう被災された方の移動や受入れができるのではないかな。

また、給水。何か所か給水所を設けられたと思うんですが、走ってくるランナーの健康状態、それから、どの程度の給水をお願いしたらいいのか、渡してあげたらいいのか、いろいろ考えながらやっていただけていると思います。また、給水する水は重いんです。台車が必要で、台車がなかったら、なかなか女性の人でも物を運ぶことができません。そういうような必要な道具とか、そういうものも非常に、考えていけばあるんじゃないかなと。

あとは物品販売、去年よりも好評で、売る場所が変わったということで、物すごく物品もよかったと。あるいは、道の駅の販売も1.5倍ぐらい、その日は売上げが上がったというふうなことを聞いています。そういうような形で、あるいは炊き出しですね。炊き出しは大人数分を一遍で調理して、皆さんにお配りする。やっぱりそういう炊き出しの考え方も、物品販売をされている方はもう慣れていると思うんですね。

ですから、そういう行事を通して、ふだんそういうものに携わることによって、何

かあったときにスムーズに移行できるのではないかなというようなことだと思います。そういうことを、ボランティアをしながらちょっと考えてみました。今回、もう3回目とはいえ、それぞれの担当で、いろんな反省点や問題点がたくさんあると思うんですね。でも、そういうものをきちんと整理して、この行事が町の財産となる、そういうように次はつなげてってほしいなと思っております。

前置きが長くなりましたけれども、それでは、本題に入りたいと思います。今回の質問は、成田神崎線、防災、道の駅、太陽光発電、自転車用ヘルメット、それから、山砂採取の関連事業、こういうことについてお伺いをしたいと思います。

最初に質問をお願いするのは、成田神崎線について、まず、まちづくり課課長、どんな気持ちでこの事業に対して取り組んでいるのか、まずはお聞きしたいと思っております。

以降は自席でさせていただきます。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

成田神崎線は非常に重要な道路で、今、現場も進んでいるようなところです。の中で、用地の交渉といったところも、非常に重要になってくるところでございます。今年は、用地交渉、重点的に契約に向けた課題解決をしていくというようなことで、先日も、国土交通省の用地交渉の専門官の方に、休眠抵当であるとか、また、未相続の土地を、相続登記を行わない状態で契約を取り付ける手法といったような、技術的なところも伺いました。この中で、これから力を入れて進めていこうと考えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 具体的な内容ではなくて、課長がどういう気持ちでこの成田神崎線について言っているのか、そこを聞きたいんですよ。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらの路線、移転であるとかの部分もございます。足が止まっているところもありますので、今年、実際めどをつけるようなことで、重点的に進めたいと考えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） それでは、そういう覚悟を持って、この1年間、予算を組んだ以上は、全て執行できるような形で取り組んでいただきたいと思います。

そういう中で、本当にまちづくり課の方々というのは、毎日、日々、いろんなことで大変だと思っております。また、今日はなくても、あしたにはまた違う要件が出てくるのではないかなと。物すごく、本当に庁舎内と外とを行ったり来たり、いろんなところの交渉もあって大変だと思うんですが、やっぱりそういう中でスピード感を持って……。今日の仕事は今日やってしまう、あしたに延ばさない。スピード感を持って、それぞれが緊張感を持って、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。思っております。

そういう中で、今お話が少しありましたけれども、まず、用地交渉のことについて質問をさせていただきます。

まず、本線について、一部未解決な部分があると思うんですが、それについてどうのように考えておりますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

先ほども少し触れさせていただきました。技術的に進め方がはっきりしないようなところもありましたので、そういったところを専門官にも話を伺いまして、知識であるとか技術といったものもスキルアップした状態で、今まで滞っていた箇所について、解決に向けて交渉を進めていきます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） もう少し具体的にお聞きします。まず1つは、今、問題になっている宇迦神社の代替地のところですね、ここは相続の問題で止まっちゃっていると思うんですが、その相続を解決するために、今どういうことを考えていますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

相続登記を行って契約というのが、一番形としてはよろしいわけですが、そこがうまくいかないというところも出てきているところがありますので、直接地権者の方と、相続登記を行わない状態で契約をするといったことも視野に入れながら、交渉を進める予定です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） いろんな方法はあると思うんですが、一人名義の相続、あるいは、数人いれば、数人の同等の分割による相続。でも、そういうことが分かっているんですよね、やることは。だから、次はそこに、どっちかに行けばいいわけだから、

やっぱりそういうところに時間を使ってきちんと話をして、やっぱり説明していかないと、いつになってもその部分は、やりますよと言ったって時間がかかっているわけですよ。

でも、今回、課長はその地権者に会いましたか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

私はまだお伺いはしておりません。もうすぐに伺って、進めていくようなことで考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ行ってください。

次に、もう1件、本線上には1つ、結構最後まで残ってしまったところがあると思うんですね。それについてももうコンタクト、連絡等、あるいは、行って少しは話をしましたか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

そちらの関係、休眠抵当というような話を先ほどさせていただきました。じゃあ、その休眠抵当の処理の仕方が判然としないところがありましたので、そちらを明らかにしたところで、これから交渉に向かうような予定でございますので、これからコンタクトを取って交渉を進めたいと考えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ早急に、スピード感を持ってお願いしたいと思いますが、そういう中で、宇迦神社の代替地について、代替地というのは、1,266.74平米ということで面積は決まっていると思うんですが、これについて神社の神主さんは、この面積をもらえれば場所はどこでもいいというような感じだと思うんですが、それについてはどういうように受け止めておりますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

先ほど、未相続の土地の処理のお話をさせていただきました。そちらが解決すれば、宇迦神社の代替地については解決するようになります。そちらが仮に難航するようであれば、農村館の建てる位置であるとかも再検討というようなところを視野に入れな

がら、進めていく考えです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 農村館の位置については、その部分を外しても建設可能な場所なんです。ちゃんとそういう建物の場所や全体の中での代替地の位置、どこの部分が少なく、そういう難しい交渉に行かなくちゃいけないのか、あるいは違う場所を交渉して、勝負すればいいのか、やっぱりその辺もきちんと考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

実際に農村館を建てる場所については、山林、宅地、山林、畑というような状況であるわけですよ。でも、その山林、宅地、山林、この場所までで農村館は建つんです。今交渉している段階は、その次の畑の部分の一部なんです。そこに食い込めるか、食い込めないか。ですから、農村館の位置とかなんかはもう前もって、大体この位置に建てていくというのは予想がついているから、ある程度もう決まっている。決まっているというか、決められるような状況なんですね。ですから、その辺のところを、もっときちんと押さえてほしいなと思います。

それで、農村館というのは、建築の面積が84.88、25.67坪あるんですよ。延べ床面積が24.79、これはもう設計図ができています。設計屋さんに頼んで、もう前のまちづくり課の……、何年か前にはもうそこまでできているんです。図平面図も出来上がっているんです。そういう状況ですから、もうすぐに……。それで、その場所というのはちょっと山になっているというか、丘になっているので、それをブルドーザーで押し少し高くすれば、もう造成もすぐできるような状況なんですよ。ですから、建物を建てるような状況というのはあるんです。それをいつ、どこで、どういうようにするか、時期を決めてやるのは役場だけなんですよ。地元はもうオーケーなわけですから。その辺のところですね。

それから、その農村館の移転をする前に、あそこには子安様って、植房は西と東区があるんですが、東区の子安様があるんです。それは、宇迦神社の境内に移すのか、下のお寺の境内に移すのか。これは、区長さんと東区の皆さんで決めていただければ、すぐ場所は決まるんですよ。すぐその工事はできるはずなんです。

それから、もう一つ、農村館まで道が上がってくれば、当然、消防庫と、それから火の見やぐらがあるんですよ、鉄骨の。その解体をしなくちゃいけないんですね。ですから、解体をすることはもうすぐにもできる。だから、今やれることをきちんとやって、次につなげていく。そういう現場をちゃんと見て、何ができて何ができないの

かというのも、確認できるはずです。そこら辺をこれから、現場をちゃんと確認しながらやってほしいと考えていますけど。

それから、次の質問。あんまりやっていると時間がすぐなくなっちゃうので、次、個人住宅の移転の実施はいつからですか。

この中で……。じゃあ、先に聞きます。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

10月から12月の第3四半期をめどに、契約着手ができればとは考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） その前にやることがあるんじゃないですか。去年ですよ、10月の13日に、まず、移転をするお宅の中で排水がない。ですから、道路まで排水はできるようにする。これ、去年の10月の13日ですよ、現状の確認。そこで、道路のU字溝に排水する方向で行うと。これはもう、役場の方と地元の方と近隣の方と、確認しています。

それから、10月17日には、まちづくり課で、高低のレベル調査を行いました。もうここまで済んでいるんですよ。七、八メートルの塩ビ管をU字溝につなげるだけの工事ですよ。1日や2日でできちゃうんじゃないですか。それも、この間、地元の地主さんに聞いたら、それ以降、誰も説明にも来ていませんと。それは、もう当然、嫌になっちゃいますよね、その提供してくれお宅は。ですから、できることはすぐやったりやらないと、次へ進まないと思いますよ、本当に。

今までやらなかったことの理由を聞いてもしようがないと思いますので、もうぜひスピード感を持って実施をしていただければと思うんですが、いつ頃までにできますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今のは排水の工事の関係ということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者の声あり）

排水の工事、議員がおっしゃったように、すぐに着手できること、できないことというのがございます。ですので、すぐに着手できるものについては早急に、できるだけ早く進められるように、段取りを組みたいと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） それと同時に、その地主さんにぜひ説明に行ってください。

もう半年以上、何も音沙汰がないということでは非常に……。その場所に、また移転をしなくてはいけない人が移転してくるわけですから、その辺のことをしっかり考えていただければと思います。

それでは、前にも質問しましたが、6年度、今年の予定ですね。1年間のまず予定と、それから、年次計画ですかね。来年、再来年というような形で、ある程度計画ができていたら、表でもいいし、あるいは口頭で説明した後、表を頂ければと思います。その2点です。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、6年度の事業についてご説明をいたします。昨年度から実施しております盛土区間について、延長約174メートルで1万立米の盛土工事を、これはもう既に発注をしております。また、約87メートルですけれども、もう少し先に行ったところ、もう少し成田寄りに行ったところで87メートルの切土工事、4,800立米の工事を行います。また、今調整している箇所について、312メートルの側溝を布設するという工事、こちらを4月26日付で契約しております。今後、現場の工事としましては、側溝等の排水構造物の布設を予定しております。

年次計画ということでお話がございました。こちらですけれども、継続費も含めて設定をしていくということで、今進めているところです。方向としては、12月の議会で継続費、そして、長期の計画といったものをお示しできるように、精査を進めているところです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 今現在、工事のほうも、木を切ったり竹を切ったりやって、進められていると思います。そういうところなんですが、早く計画は出していただければと思います。そのほかにも、あそこは切り通しになるので、橋梁、橋の設計や、橋がかかることになっていきますので、そういう準備も必要になってくると思います。ですから、やることはたくさんあると思うんですが、ぜひそのところを計画性を持ってやってください。

それでは、時間が大分過ぎていますので、次の質問をさせていただきます。

2番目、防災について。シロキヤ倉庫前の内水対策について、千葉県との話を

すると前回お話しされていましたが、その結果、どのようになりましたでしょうか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

神崎大橋際の交差点から町内方面に80メートル間の区間で、国道356号線の法面からの排水を受けるための側溝が機能していないことから、千葉県香取土木事務所へ復旧工事の要望をしております。地権者より工事内容につきまして要望がありまして、本年4月30日に香取土木事務所と協議を行っております。現在、香取土木事務所において、そちらの工法の検討を行っているという状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） その側溝を工事するお宅については、個人所有の土地、ここに入らせてもらうというようなことで、それは許可を取っておりますか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 隣接地権者様とは協議をさせていただいております。そちらの許可のほうは取っております。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そうしますと、あとやることは、県の土木のほうで工事の設計や、それから、実際の工事をするわけでしょうから、その辺についてはいつやるか、その辺についてどういうようにお聞きしていますか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、現在、土木事務所のほうで、そちらの設計につきまして内部での協議を行っている段階で、現状、まだこちらに具体的な日程等の連絡等は入っておりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 町のほうから、いつまでにやってくれという要望は出せないんですか。例えばもう雨が、集中豪雨みたいな形で時々ざっと降ったりなんかします。そういうことがあったり、台風も、もう1号や2号ができています。春先の梅雨時期をこれから迎えるわけですけど、そういう中で、今、どこでどういうように雨が降るかというのは、台風シーズンの前にもあるので、台風だから大変じゃなくて、集中豪雨とか何かは、線状降水帯とかそういうのも常に起きる可能性があるんで、その辺を早く工事を進めるように、県のほうに町からぜひ要望を出していただきたいと思うん

ですが、その点についてはどう思うように思っていますか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 石橋議員がおっしゃられたように、近年の豪雨等でなかなか予想できない状況というのがありますので、そういったところも勘案しながら、土木事務所のほうには小まめに連絡を取りながら、早急に対応をお願いするように、こちらからも働きかけていきたいと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 県のほうは、やる準備はできているという状況だと思うんですね。ですから、設計等ができれば、すぐ工事に入れると思うんですよ。ですから、こちらもしつこく、早くやってくれ、早くやってくれというようなやっぱり要望をしていくことも必要だと思いますので、ぜひ要望のほうをしていってください。

それでは、次に、ドローン、重機の運転資格免許の取得への補助金の新設、これについては前回も質問しましたが、今回、もう一度質問をさせていただきます。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

災害時やその救助対応時、また復旧作業時に、ドローンや重機の運転資格を有する方が現場にいらっしゃることは、様々な作業、業務を行う上で、大変心強いことだと承知してございます。しかし、こういった機械、器具の操作は、ふだんから行っていないと、いきなり災害現場で操作に当たるというのは、なかなか難しい場面があるのかなと。2次災害に見舞われる可能性も懸念されますし、いろいろな課題が多いのかなと考えております。現時点では、そういった問題を解決しないと、なかなか厳しい面があると考えております。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 神崎町も高齢化が進んでいますよね。そういう中で、重労働の仕事というのは結構負担がかかるんですよ。泥上げを二、三時間やっただけでも、すごい腰が痛くなるし。そういうことを考えたときに、重機の力というのは物すごく強いんですね。田んぼをやっていて水路が埋まったときに、ユンボができる人が1人いたら、そのユンボでもって1日100メートルでも進んじゃうんですよ。それをスコップでやったら、二、三十メートルしか進めませんよ、本当に。そういう意味で、何かあったときに機械に頼るということは、現状は必要になってくると思うんです。

今、国とか何かでもそういう補助はしていないと思うんですよ。でも、災害のとき

ろを減らすということはどうなっているわけだから、やっぱりその辺、もう少し考えていったほうがいいと思うんですよね。例えばそれは、人材育成基金とか、前回話がありましたけれども、そういう中で、少しでも町から、こういうことをやっているからというような形で進めていくことも、時代の先取りをしていくことも必要になってくると思うんですよね。

そういう中で、5月の27日、まだ十何日前ですね、読売新聞に、「横芝光町 ドローン操作 親子らが学ぶ」という記事がありました。小学生と保護者を対象にしたドローン体験教室が5月26日に行われ、20組の親子らがドローンの基礎操作を学んだと。ドローンは、災害時や、町の基幹産業である農業の現場などで活用が増えています。その飛行原理を学んでもらうため、町教育委員会が講師を招いて教室を開いたと。災害だけの目的ではなくて、そういう操作ができることを教育の中でも小さいときに体験していくということも、非常に大切になってくると思うんですよね。

こういう記事が出ましたが、教育長、学校現場の中で、課外活動だと思うんですが、そういうことも考えていけたらいいんじゃないかなと思うんですが、それについてどのような考えがありますか。

○議長（高柳 智君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えします。

ドローンのことについては、学校でまだやっているということではないんですけれども、いろんな地域の、今、神崎町で言えば、発酵をテーマにしておりますので、それを子どもたち中心にやっています。いずれしても体験活動というのは大変子どもたちにとって有意義なものでございますので、いろんな体験というのは小さいときにすることが、やっぱり大人になってからも思い出の一つでもあり、この町を支えていくことにもなると思いますので、体験は重視していくというふうに考えていきたいと思っています。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ小さいときから防災についての知識とか実技とか、そういうのも結構必要だと思いますので、検討してみてください。

なぜこういう話をするかというと、やっぱり消防団や営農組合、保全会のメンバー、このメンバーを合わせたら、神崎町で大体のメンバーが関わるんですよ。だから、一部の人間だけではなくて、保全会で十何地区ありますよね。その人たちは、伐採とか水路の掃除だとかをやっています。それから営農組合、5団体ありますよね。今、ヘリ防除でも、自分たちでドローンでやったりなんかしています。実際に活動している

んですよ。消防団のメンバーは若いんですよ。経験されている人も結構いると思うんですが、やっぱりそういう幾つもの団体の中で重なる部分ってあると思うので、そういう中で1人でも2人でも、そういう免許を持っているということが、次の災害が起きたときの力になると思います。ですから、もう積極的にその辺を考えて、先取りした行政というのにも必要になってくると思います。

その辺について、例えば県や国への要望活動などは考えておりますか。これは町長のほうにちょっと聞いてみたいと思うんですが、その要望活動についてのご意見があれば、お話をお願いします。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

具体的に今、要望活動について考えているわけではございませんけれども、石橋議員が先ほどから言われているように、いざというときの対応のために、免許のないやつが運転できないわけですから、持っている人が幾らかでもいれば、当然、スコップを手で持ってやるよりもよほど早いんだということは、もう今、実感をしているところです。私もずっと建設畑を歩いてきましたので、言われていることはよく分かっているつもりでございます。

今、言われたように、免許を持っている人を増やすというようなこと、これはやはり我々も、何らかの形で対応はしていく必要があるのかなと思っています。まだ具体的に、こういった形でとか、陳情とか、補助金を出すという形は考えていませんけれども、何らかの形は今後検討していきたいなと、そんなふうに思っています。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ先取りした方向で考えていただければと思います。

それでは、道の駅についてお伺いをしたいと思います。

前回もありましたが、町民が利用しやすい憩いの場としての新施設やスペースをいろいろ考えてほしいと思いますが、幾つか考えたことがあれば、考えていることをお聞きしたいと思います。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

新年度に建築します新たな発酵市場棟ですけれども、売場面積が3倍となって、トイレ以外にも簡易厨房を備えた交流・休憩スペースを併設するということで、お示しをさせていただいたところです。こちらの交流・休憩スペースですけれども、パーキングエリアの利用者の方が快適に過ごせるということはもちろんなんですが、町民の

皆様にもご利用いただけるような取組というのは重要です。観光情報などの情報発信以外にも、展示のスペースであるとか、町民の皆様が利用できる方策というものを進めていければと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 具体的な内容を聞きたかったですけれども、そういう中で、例えば平成1年に神崎町合併40周年記念事業の一つとして、町が一般公募した町の鳥、花、木、こういうのが神崎町の紹介の中に載っていました。鳥はメジロ、花はバラ、木はクスノキ、これが町のシンボルとして紹介されていましたが、今現在、神崎町のバラはあまり見かけられていないんですね。せっかく決めたんですから、それをPRするようなところもあってもいいんじゃないかなと思うんですね。

そういう中で、例えば道の駅のフェンスのあたりにつるのバラをやって、少しバラをPRするとか、レストランで食事をしながらバラを見るとか、あるいは小さなミニバラ園を造るとか、少しほっとするような場所づくり、そういう具体的なところを、いろんな人、駅長さんもいるわけだし、実際に働いている従業員の方もいらっしゃるわけだから、いろんなご意見をやっぱり吸い上げていく。そういう中で、いいものがあれば採用していくような形で、展示を、じゃあ、するといったって、何を展示するのかという具体的なところが上がってこない、どのスペースでどの場所がというのも決まってこないと思うんですね。やっぱりそういう具体的なところにもう少し踏み込んでいってほしいと思います。

それから、もう一つ、テレビでやっていた——いろんな分野を見てメモなんかにとったりするんですけれども——例えば空気から水を作ってコーヒーを入れる、エアドリップコーヒーなどと言っている紹介がありましたけど、実際に避難所なんかでも使えるような、空気から水を作れるわけですから、そういうような発展的なものがあれば、いろんなところから考えていってもいいんじゃないかなと。大体機械は1日200リットルぐらい作れて、値段は大体550万ぐらいと。もっと安いのもあるみたいなんですけれども、そういうような具体的なところもいろいろ調べていくと、結構、役に立つことがあるんじゃないかなと思います。

道の駅はそのくらいにして、いろいろこれから検討のほうをしていってください。

次に、太陽光の発電事業についてお聞きします。

町は現在、今まで、これは、補助金については平成23年4月1日から提供されたと思うんですけれども、そういう中で、現在、どのくらいご家庭に、何件ぐらい補助を

してきましたか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

現在町では、議員おっしゃられるとおり、平成23年度から令和4年度まで太陽光発電システム、令和5年度、昨年度から、太陽光発電システムと蓄電池のシステムを同時に購入する場合に対して、補助金を給付しております。これまでの補助件数、合計ですと、全部で64件となります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 新しい制度が6年の4月から始まっていると思うんですけども、太陽光パネルと蓄電池の補助だと思うんですけども、そういう中で太陽光パネルの耐用年数、もうこれは十何年も過ぎていると思うので、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

太陽光パネルの耐用年数ということですが、こちらはメーカー等によっても様々というところはあるんですが、おおむね、確認したところ、20年から30年が耐用年数であろうということではあります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 太陽光の法的耐用年数、これは、国税庁が耐用年数のある程度目安として出したものがありますね。2023年の9月時点で大体17年。期待寿命は30年。メンテナンスをしながら長もちさせると、大体30年ぐらいいはもつんじゃないかな。でも、もう補助をしてから十何年たっているわけですから、早いものですと、もうそろそろ太陽光パネルを交換するか、処分していかなくちゃいけない時期に差し加わってくる家庭もあるんじゃないかなと思われそうですが、それと、あとパワーコンディショナー、発電した電気を利用するときに、直流から家庭用の交流電流に変える機械があるそうなんですけれども、これが大体10年から15年の寿命の目安らしいので、その辺のことも踏まえると、売電から、売る電力から使う電力に変わってきていると思うんですけども、その辺の太陽光パネルの耐久年数、耐用年数についても、そろそろ考えていく必要が出てくるんじゃないかなと思います。

そういう中で、パネルの廃棄に関する手順や費用、こういうことが出てくると思う

んですが、町としてはどのように考えていますか。

○議長（高柳 智君） 石橋議員、おおよそ残り30分です。（「はい」と呼ぶ者の声あり）

澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、パネルの廃棄ということですが、手順としましては、こちらの太陽光パネルは基本的に産業廃棄物に該当するものとなります。ですので、実際に廃棄をする際には解体業者に依頼をするという形になりますので、個人での取り外し等はできないということでございます。

処分の費用につきましては、こちら業者によって様々だということであるんですが、家庭用のものを撤去、その処分までを含んで行くと、こちら20万円から30万円程度、これが大体の相場であるということで、お伺いをいたしました。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そのように費用が結構大きくかかってきます。そういうことも含めながら、ある程度PR活動や、それに対する補助なども検討する段階に来ているんじゃないかなと思うんですね。まだ検討だと思いますけれども、実際に廃棄するときには、産業廃棄物ですので業者に依頼するしかないと思うんですが、業者のほうも、リサイクルがきちんとどのようにしていくか、まだできていない状態みたいなんですね。実際には、鉛とかセレン、カドミウム、そういうような有害物が結構パネルには含まれているということで、リサイクルのほうも、できるところはするような形でのことが必要になっていると思います。

それに伴いまして、今、大規模な太陽光発電業者、植房地区にも太陽光の発電所がありますけれども、ケーブルに銅線が含まれているので、結構盗難等が何回もあって、やっぱり被害を受けています。そういうこともありながら、大規模な太陽光発電の業者は町内に何件ぐらいありますか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

今回ご質問の大規模な太陽光発電事業者ということですが、業者のほうは太陽光発電の施設を設置する際に、特段、町のほうへ届出の申請は必要がないという現状でございますので、完全に事業者数が何件あるかというのは、把握はしていない状況です。議員おっしゃられたとおり、植房地区や神宿地区、武田地区、郡地区に、比

較的大きな太陽光施設があるということは把握してございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 町のほうで把握できないというのは、少し問題点があるのではないかなと思います。ですから、その辺を把握できるような何らかの形が取ればいいと思いますけれども、そういう中で、太陽光に貸している土地、これは借地なのか、事業者が買った土地なのか分かりませんが、大体貸している土地は、その事業が終われば原状復帰というのが基本だと思うんですけども、でも、原状復帰しないまま、業者がそのまま太陽光のパネルを残してしまうというようなことも、これからは考えられますね。

ですから、そういうときに、町の対応は、ただ傍観していていいのかということになってくると思うんですよ。それを防いでいくためには、やっぱりその事業者を把握することが必要だと思うので、例えばそういう太陽光パネルを作るときは町へ届出を出してもらうとかというような形の申請は取れませんか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

現状の話になってしまって申し訳ないんですけども、先ほど申し上げたとおり、今の町で設定してある条例等では、太陽光発電事業を行う際に、町への申請が今のところは必要ないという状況でございます。太陽光パネルに限らず、仮にその工事で大きな騒音が出るといった場合は、うちの公害防止条例等の中で指定する特定建設作業に該当するということで、そちらの届出等は必要になる場合があるということで、現状ですけども、町への届出というのは、今のところは特にないという状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 場所によっては、県内でも許可制を取っているところもあるんですね。届出を出してもらって、それを許可するというようなところも出てきます。それはなぜかという、いろんな条件をつけて責任の所在をはっきりさせると。例えば太陽光の設置してある場所の管理ですね、草刈りとか、それから、不法投棄とかいろいろあると思うんですね。そういう意味でも、あるいはパネルをそのまま残されないような状況とか、そういうのも必要になってくると思うので、やっぱり業者とか地元任せにしないで、町もある程度把握できるような体制づくりというのは、これ

から必要になってくると思いますので、考えてください。

それから、時間もなくなってきましたので、自転車用ヘルメットについて。

これは、補正予算が出る前の質問でしたので、こういう形で出しましたけれども、まず、その中で、中学校の現状を知りたいので、令和6年度の中学生へのヘルメットの補助個数と金額、これは6年度の今年、どのような形で補助をしておりますか。

○議長（高柳 智君） 大野教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（大野 和義君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

今年度、神崎中学校第1学年は、38名の入学です。そのうち27名が自転車通学として届出をしており、さらに24名の生徒が新規にヘルメットの購入を申し込みいたしました。したがって、今年度の1年生は25個のヘルメットを学校で申し込んでおります。

ヘルメットの補助金額としてなんですが、こちらのヘルメット1個当たりが2,530円。この半額を個人負担、残りの半額は、ヘルメットの販売業者からの請求を受けて、町学校予算のほうで支出をしております。金額としましては3万360円、今年度支出をしております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） 今、聞き逃してしまったんですが、1個2,530円。

これは補助前の全額の、定価の値段ですか。それとも、町が補助した金額が2,530円なんですか。

○議長（高柳 智君） 大野教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（大野 和義君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

ヘルメットの1個単価が2,530円、その半額1,265円を町負担で、残りの半分が個人負担ということになっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 現状は、これは補正予算前でしたので、その金額になったと思います。

去年、道路交通法が改正されて、ヘルメットが努力義務化されたわけですが、やはりこの辺も考えていく必要があるんですね。シートベルトのときもそうでしたよね。最初は、シートベルトなしで車を運転してきました。そのうちに、シートベルトをしないと、事故が起きたときに死亡率が高いので、シートベルトをしましょうという義務になってきました。その次には強制ですよ。ですから、警察のほうの関係ですと、

義務があれば、次は必ず皆さんやってくださいという方向性は出ていると思うのです。そういうところも考えている。

去年あたりも大分、ほかの市や町でも補助を出しているんですね、調べれば。町が、県が出したから出すんじゃないくて、やっぱりそういう先取りをする見通しもすごく必要になってくると思うんですよ。その辺のところも考えながら、今回補助していただけるということは、物すごくありがたいと思います。

県のほうも、6年度の当初予算の中で、一般会計、自転車用ヘルメットの購入補助事業、これは新規でもって3,900万出しています。その流れでもって、市町村のほうにもいろいろ補助していただけるとと思います。まして、町の一般会計のほうからも補助を出していただけるということで、ありがたいと思います。

そういう補助の中の具体的な内訳、この15万という内訳を説明していただければと思います。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

補正予算の内容の説明になりますが、神崎町では、自転車に乗車する方のヘルメットの着用を促進し、事故被害の軽減及び交通安全意識の向上を図ることを目的として、神崎町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定を予定しております。

その内容であります。補助の対象となるのは、要綱に定める安全基準を満たした新品のヘルメットで、購入費用に2分の1を乗じて得た額、上限を2,000円としております。補助の適用期間は、令和6年4月1日からの購入分とさせていただいております。

予算の15万円の内訳であります。県の補助限度額が、人口1,000人未満切捨て、神崎町ですと5,000人という計算になりますが、掛ける1.5%掛ける1,000円、7万5,000円が県からの補助限度額となっております。計算いたしますと、75人分という形になりまして、町の補助金2,000円を掛けまして15万円ということで、今回、補正予算のほう、計上させていただいております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 75人分、ありがたいと思います。

この補助は、どのようにこれから申請すれば、いただけるようになるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

現在、要綱のほうを作成中でありますが、購入後に領収書等の証明する書類を申請書とともに町のほうに提出していただいて、そこに、口座のほうに振り込むという形を予定しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ぜひ広報等でもご紹介をしていただければと思います。

それでは、最後の質問になっていきます。山砂採取の関連事業についてをお聞きしていきたいと思います。

実際に植房地区は、砂採取の現場になりました。今は採ることはありませんが、採った後の場所が、水がたまって大きな池になっています。ここは危険な場所だということで地元の人も感じております。

これに対して、埋めるというようなお話を耳にしたんですけども、そういうところがあるんですが、自分も、この埋めるということに関しては反対の立場ではなくて、危険なところですので、賛成の立場、早く埋めてほしいと思うんです。そういう立場の下に、質問をさせてもらいたいと思っています。

まず、植房地区の山砂採取の第3期の採取事業の完了届、こういうのは出ておりますでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

まず、山砂の採取につきましては、そちらの許認可は県で実施をすることになってございます。県のほう、確認をいたしました。現状、完了届は出ていないという状況でございます。

先ほど議員おっしゃられたとおり、今、あそこの現場のほうで、規定よりも深く掘られたために、池の状態になっておりますので、そちらのほうで解消されない限り、県としても完了届の受付はできないということで回答をいただいております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） その穴を埋めるために、一山残してあるんですね、現状には。その山を崩して、その掘ったところを埋めるという約束になっているんです。その約束ができないので、今、県のほうに確認していただいたら、完了届は出ていないということで、安心しました。

なぜかという、そのところに外部から土を持ってきて埋めるという話を聞きまし

たので、それは違うんじゃないかなと。まず事業の完了届が最初に必要であって、まずその採取した場所の土を使ってやると。植房はこういう協定書をつくっています。これには、今日はコピーなんですけども、裏に代表の区長印、対策印、それから会社の社長の印鑑をつくって、これをお互いに交換しています。

そういう中で、何条もあるんですけども、全部で15条の約束事があります。そういうところから、第12条に、外部からの土砂搬入の禁止。採取日及び採取後に残土及び産業廃棄物等の土砂を外部から搬入し埋立てすることは、絶対にあってはならないことであると。また、外部の業者が持ち込んだ場合は、責任で撤去するものとする。地下水の汚染や土壌汚染の原因となるものであると。

そういうようなことでちゃんと業者のはんこをもらいながら、これはきちんと植房区に本物は保管してありますけども、このところで大事なのが、最後の条ですね、協定書の継続。山砂採取事業及び採取計画の権利が、他の業者、企業または業者等に移行されても、本協定書は移行された企業及び業者に引き継がれ、続き有効的なものであるということで、業者が変わってもこの協定書は生きるようになっています。

そういう中で、町の土砂搬入についての条例がありますよね。神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例。こういう条例で決められているわけです。そういう中で、どのくらいの量とかどのくらいの規模とか、そういうのを全部条例で決められていると思うので、それに基づいてこれからいろんなことを判断していただければと思うんですが、この地元の地区が協定書を結んでいるということに対して、町はどのような援助をしていただけるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられたとおり、山砂採取というより、土砂を町へ搬入するための条例というものが、先ほど議員おっしゃられた条例のほうがございます。そちらのほうでこの土砂を搬入する特定作業を行う際には、いろいろな届出が事前に必要になってくるということでございます。

まず事前の協議というものが必要になってくるんですが、そちらのほうで実際に必要になってくるのは、その現場から300メートル以内の範囲にあるお宅の住民への説明会等をやりましたよという報告書をこちらでもらう。また、その300メートル以内の地区の代表者から同意書をもらうということで定めがございます。

議員おっしゃられたとおり、地区と業者さんとのやり取りについて、なかなか町のほうから介入というか、補助というか、そういうのが今、条例では定められていない

という状況ですので、こちらに関しましては、事前協議に必要な段階のときに、いま一度業者さんとの交渉についてお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） そういう埋立てをするといううわさを聞いてきたんですが、町のほうにはそういう感じで、届出とか申出、そういうのはありましたでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

そちらの現場につきましては、業者のほうから土砂の搬入を行いたい旨のお話がありました。現状では、その事前協議のための書類を調整していただくということで、書類のほうを預けてあるというような状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 町に連絡があれば、当然、区長さんに連絡を取って、地区説明会、これをやっていただいて、地区の皆さんが理解した上でやっぱり事業のほうを行っていただきたいわけですが、先ほど言ったように、まず完了届が出ていなければ、完了をまずやると。それから次の段階として、今度、搬入問題が出てくると思うんですけども、町としてその搬入を許可した場合には、どのような土で、どういう成分が含まれているとか、どういう運搬路を通ってくるかということで、大体三四郎踏切を通ると思うんですけども、車両の大きさとか、そういうのも考えなくちゃいけないし、それから、舗装が物すごく傷むんですね。あそこは田んぼのところに舗装しているわけですから。農道ですから。前に砂採りをしたときにも、全部オールカバーをしてもらったんですね。がたがたに舗装が割れて、穴が空いて、とんでもない状況だったので、それから車の交換をする場所がないので、広いところに鉄板を敷いてもらって、そこで交換をするというようなことがありました。

それから、現在違うのは、あそこは水道の導水管が今度入ったわけです。その導水管の耐久、1日にどのくらいの量で、どのくらいの台数で来るか分からないんですけども、導水管の損傷があれば、神崎町の水道関係に今度は影響するわけです。

ですから、そういう細かい部分もあるし、それから、一部、300メートルの範囲の隣接したお宅のはんこだけじゃなくて、あそこは農家ですから、いろんな人がお米を作っています。そういう意味で、全体で話をしないと、なかなかまとまらないと思います。

それから、水を排水する場合は、どこに排水していくんですかね。用水路ですよ。農業用水路。そこに持っていくためには、今度は土地改良のほうにやっぱり連絡しないと。排水路を使うわけですから。いろんな、そういう部分でも、一つ事業をやるときには様々なことが考えられるわけです。

ですから、連絡を受けて、必ず受けたときには、業者と町とそれから地区と、説明会を実施していただけるように段取りを組んで、その期間がまだ先であればいいんですけども、勝手に業者がはんこをもらいにいくとか、勝手に一部の団体と交渉するとかという形だったら、押さえてほしいと思うんですね。必ず植房地区の説明会を開いて、納得した上で、そういう事業、これを何かあったときには県のほうにもお願いをしていくと。やっぱりそういう筋道を立てていただければいいと思います。

その辺のところを考えていただければ、この土砂問題についてもみんなが納得して、安全に、反対しているわけじゃないですよ、反対しているわけじゃなくて、安全に地域の人々と理解した上で事業を進めてもらいたいということなので、そこを理解していただければいいと思います。その辺のことをぜひお願いしながら、確認をして、これから計画のほう、立てていただければと思います。

以上で一般質問の内容は大体終わりましたので、これで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高柳 智君） 以上で、8番 石橋伸一議員の質問を終わります。

ここで休憩とします。議場の時計で15時まで休憩といたします。

（午後 2 時45分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3 時00分）

○議長（高柳 智君） 一般質問を続けます。

◇ 7 番 鈴 木 節 子 君 ◇

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木節子議員の質問を許します。

○7 番（鈴木 節子君） 議長、マスクは議員はやっていないほうがいいんですか。やってもそれは個人の勝手……。 （「個人の自由」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） それは自由でございます。

○7番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただ今、議長より許可されましたので、発言させていただきます。

さて、今年は憲法施行77周年に当たっています。前文で、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする決意をうたい、9条で、武力による威嚇または武力の行使を放棄し、戦力不保持・交戦権否認を定めた憲法は、誇るべき世界の到達です。

しかるに今、岸田政権は、集団的自衛権行使、安保法制の成立、安保三文書の閣議決定から2年、敵基地攻撃能力を持つ空前の軍事費倍増、戦闘機の輸出を解禁するなど、歴代自民党政権が平和国家の理念としてきたものをことごとく投げ捨てました。

さらに、自衛隊が米軍の指揮下に入って戦うところまで踏み込もうとしています。あと一步踏み出したら、日本は戦争国家になってしまう。これまでになく危険な局面に立っているのです。アメリカ軍にとっては、日本列島全体が盾のように見えるのではないのでしょうか。

今、日本に求められるのは、軍事ブロックによる対抗と、果てしない軍拡競争ではなく、それにより戦争の危険を増大させることなく、憲法9条を生かした粘り強い外交によって、東アジアを戦争の心配のない地域へと変えていくことです。

そして、生命・自由・幸福追求に対する国民の権利を国政で最大に尊重すべきと憲法にはうたっていますが、社会保障や教育など暮らしの予算を抑え込み切り下げる自民党政権の下では、これらの権利は十分には実現せず、ないがしろにされています。たとえ国がそうであっても、自治体には住民の権利を守って町政を行うよう要望したいと思います。

以下は自席にて行います。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） それでは、神崎町にジェンダー平等の風を吹かせようということで、主に議会についてお話ししたいと思っています。

町議会もジェンダー平等について考えるときが来ているのではないかということで、日本は、自己決定権や性別による差別の禁止、個人の尊厳と両性の本質的平等などを定めた憲法の下、男女共同参画社会基本法が制定され、形式的な法的平等は達成しています。

しかし、実質的な不平等が存在します。候補者男女均等法のようなジェンダー平等とされる法律もできましたが、候補者の一定数を女性に割り当てるクオータ制、主に5対5で男女同数ということで、それは努力義務にとどまるなど、いずれも不十分だ

ったり、強制力がなかったりと、形式的な法律です。

日本の衆議院の女性比率は10%前後。地方議会は、都市部で一部多いところもありますが、この神崎町のように、女性は1人のみ、さらにはゼロというところも多くあります。このような現状でよいとお考えでしょうか。町のためにはならないと思わないでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

まず、ジェンダー平等に関してであります。男女共同参画社会基本法や国の第5次男女共同参画基本計画に基づいて進めていく必要があると考えております。第5次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野への女性の参画拡大を目指して、社会制度の改正だけでなく、無意識の思い込みなどの意識改革も必要とされております。

神崎町または議会におきましても、ジェンダー平等の推進に関して検討を進めていく必要があるのかなと考えております。

以上であります。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 世界では、クオータ制、割当制とも言いますが、それで女性議員を増やす国々も増えてきて、今年5月3日には南米コロンビアで、憲法裁判所が議会で賛成多数で可決した男女同数法案を支持し、法案の成立を待つばかりとのことです。

今後もしばしばクオータ制を導入する国は増えていくことでしょうか。いずれ日本の国も地方もそうなると思いませんか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

鈴木議員の今おっしゃいましたクオータ制であります。政治分野におけるクオータ制とは、議会における男女格差を是正することを目的として、性別を基準に、女性または両性の比率を割り当てる制度のことです。

主に3つに分類されていると言われております。まず1つ目が、議会割当制であります。こちらは、憲法または法律のいずれかによって、議席の一定数を女性に割り当てるものであります。2つ目が、法的候補者クオータ制であります。こちらも憲法または法律のいずれかによって、候補者を女性に割り当てるものであります。3つ目が、政党による自発的クオータ制であります。こちらは、政党が党の規則等によって、議

員候補者の一定割合を女性または男女に割り当てるものであります。

地方自治体における男女の割合でありますけれども、こちらは憲法または公職選挙法、地方自治法によって定められておりますので、現段階で女性の比率を定めたり、定数を定めたりということはできないのかなと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） いずれ日本の国も地方もそうになっていくと思うんですけども、神崎町議会もクオータ制の導入ができないかということで、クオータ制を国は導入していないようですが、地方が国に先行してやってもよいのではないのでしょうか。地方が国に先行してやってはいけないという決まりはあるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

国に先行して地方がというご質問でありますけれども、憲法の改正あるいは地方自治法の改正、公職選挙法の改正が必要になりますので、地方自治体が先行してというのはできないことかと思えます。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 地方が先行してできないというのは、それは絶対にできないのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 地方が先行しては、絶対にできないと思います。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） いずれ国にも地方にもそのような波が押し寄せてくると思うんですけども、今すぐにとは言いませんが、検討する委員会を立ち上げてもいいんじゃないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 現段階で町のほうでそういった検討会を立ち上げるという考えは持っておりませんが、議員の議会活動の一つとして、請願や陳情制度というのがございます。クオータ制度導入について、こういった陳情・請願といった議員さんの制度を使って、検討をしてもらうという手続も一つの方法なのか

など考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） それでは、請願等は受け付けるということですね。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

議員活動の一つとして請願の制度がございますので、そちらは使えるのではないかと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） やっぱこれは、議会とか議員だけに任せておくんじゃなくて、町全体としても考えていく問題じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、お答えいたします。

地方自治体のほうでできることという点ですね、ご回答させていただきますが、平成30年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正がございました。その中に、議会欠席の理由に育児・介護を新たに追加、また、出産のために欠席できる期間を明記するなどの法律改正が行われました。これに伴い、本神崎町の議会におきましても規則改正をされまして、その辺を女性が参加しやすいような会議規則に改正したと記憶をしております。議員発議でされたというように記憶しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） じゃあ、今はそれ以上は進めないということなんですね。

クオータ制は、ジェンダー平等に資するだけではないと思うんですね。今の議員の構成から見ると、若者と女性が少ないわけですが、私もこれまでは、自分が若くなくとも、若い人の生活をしっかり考えて質問すればよいのではないかと考えてきました。女性についても同様だと思ってきましたが、外から見ると、女性の数が多ければ、女性が暮らしやすいまちづくりを行ってくれると期待があるようです。

これは先駆けた小説の話ですが、国に先駆けてクオータ制を導入した町の話ですが、導入すると、全国から、あるいは海外からもメディアが取材に来て、その結果、多くの女性が移住してきたという、そういう話です。町の政策の中心に女性を据えて行え

ば、こんなことも起こるのではないかという希望があります。

何かの補助金を支給するのとは違い、クオータ制導入にはお金はかかりません。将来の展望として、町長、いかがでしょうか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えをいたします。

ジェンダーとマイノリティの格差是正ということになるろうかと思います。女性、男性、若い人ということになるのかもしれませんが。外国ですと人種の差別というようなこともありますので、そういったことは日本ではなかなか少ないのかなと思いますけれども、そういったものを解消していくという一つの方法として、クオータ制があるというのは存じております。

ただ、先ほど池上担当課長のほうからもお話がありましたけれども、解消する方法として、議席の割当制、それから法的候補者の割当というようなこと、これについてはいずれも憲法や自治法あるいは公職選挙法の改正が必要だというようなことでありますので、なかなか一自治体で解決できる問題ではないのかなというふうには思っています。

今、議員がおっしゃいましたように、議会に若い人、女性、いろんな多様な方が入ってこられるということは大変いいことだというふうに思います。そこで今までになかった多種多様な意見が出されるということは、議会の活性化につながるというふうに私も思っております。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 議会の活性化にとどまらず、町の活性化にこれはつながる話だと思います。国でやっていないから、じゃあ、最初から地方は諦めちゃうんじゃないかと、やはり地方は地方として考えていく必要があるんじゃないかと思っています。

では次は、国保税の子どもの均等割に全額免除をということで、これ、私は前にもお聞きしましたが、そこでは十分な回答が得られませんでした。今、全国的に多くの議員が、子育て支援の3つのゼロを実現するというものを挙げている方が多いんです。この3つのゼロというのは、学校給食費の無料化、高校生以下の医療費の無料化、そしてこの国保税の子どもの均等割の全額減免です。神崎町も前の2つは実現を見ましたが、最後の1つがまだなかなか実現されていません。やはりこれは考えていかなければいけないと思います。

ではまず、今、町の国保の財政状況はどうなっているかということで、1つ目、国

保加入者の子どもの、18歳以下の加入者の人数は何人でしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

令和6年、今年の4月1日現在の状況で、18歳以下の加入者は96名でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 18歳以下の子どもたちの均等割の合計額は幾らになるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

18歳以下の均等割ですけれども、約300万円の計上でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） このところ、国保の財政調整基金の積立てが続いていますが、現在、調整基金の残高は幾らになるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

国保の財政調整基金の残高でございますけれども、令和5年度末現在で約1億6,320万円になる見込みとなっております。令和4年度末が約1億7,440万円ございましたので、差し引き、今回は1,120万円ほど減額となる見込みでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 令和5年9月の決算議会の後の運営協議会において、基金の活用を踏まえて検討するという回答だったと思うんですが、検討の結果はどうなったのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 議員のご質問にお答えいたします。

昨年9月の議会後に、国保運営協議会ですけれども、国保運営協議会は年に2回、8月と2月に開催してございます。実際に子どもの均等割の減税について、今年の2月に開催された運営協議会では、今回は議論いたしませんでした。

理由といたしましては、現在、被保険者数が大きく減ってきております。税収も少なくなっているという状況で、今現在、基金のほうもある程度の金額はあります

けれども、先ほどご説明したとおり、この2月の時点でかなり減る見込みが見えたので、令和5年の決算が固まった後に、ある程度数字が固まったときに、先行きの状況を見ながら検討させていただきたいということで、今年の8月の運営協議会に審議をかけたいかなと思っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） じゃあ、8月にしっかり協議してくださるんでしょうね。1億円以上も残っているのであれば、十分、これ、出しても、そんなに国保会計が揺らぐとは思えません。

この均等割というのは、非常にこれ、理屈に合わない、理不尽な税なんですね。収入のない子どもに対して賦課する人頭税のようなこの均等割は、子育て支援としても、一日も早く全額減免しなくちゃいけない税だと思うんですよ。それを何かなかなか引き伸ばしているようですけれども、今度の8月の運営協議会では、しっかりと課長が先導してやってくださるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、8月の段階になれば、5年度のある程度の決算の数字が見えてまいりますので、そちらを加味しながら、今後の状況を精査していきたいと考えております。8月の協議会のほうに審議をかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 国保税の子どもの均等割というのは、のったりのったりやっているものじゃないと思うんです。これは非常に恥ずかしい税なんです。神崎町にとって。収入のない人から取ろうという。一日も早く解消すべきと思わないですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

現状で、千葉県内でこの税率で、均等割と平等割、所得割というこの3つの要件でやられているのが大多数の市町村でとられている方式でございます。ですので、神崎町に関しましても、今現在、この均等割額というのはこのまま継続していくという見解でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） やはり非常に理不尽な税だということを自覚すれば、これは一日も早く解消していくべきだと思うんですね。

次に、茨城県取手市の全額減免についてですけど、今年4月から茨城県取手市で国保税の子どもの均等割額を全額減免するということです。取手市も国保の財政調整基金を活用するということで、これは市町村の判断により実現できるという話を国から聞いたそうです。

取手市でもできるということなら、神崎町でもできるんじゃないでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

確かに取手市のほうは、令和6年4月から18歳未満の被保険者の均等割全額を減額するということで伺っております。先ほど申し上げましたとおり、国保の財政調整基金1億6,000万強が令和5年度末で残っている状態ではございますけれども、今回、令和5年度の決算の数字をある程度待つというのは、昨年から比べますと、今回は1,000万程度、財政調整基金は減ってきているという状況です。

原因としましては、加入者の減、それに伴いまして、国民健康保険自体の保険料も、今回6年度の当初予算では2,000万近く落ちているという状況でございますので、今後、今の残額の段階のみで判断して均等割減額というのを考えていくと、大体、先ほど申し上げました加入者の均等割の総額ですけれども、300万ということでお答えいたしました。これが10年経過すれば3,000万必要になってくるという計算でございます。さらに、10年で今年と同じように1,000万ずつ、通常でも取崩しをしていけば、それで1億3,000万程度必要になってくるという状況が見えてくるということでございますので、均等割の減額を始めて10年かそこらで資金が尽きてしまうというのも考えものですので、その辺を踏まえながら、今年8月の運営協議会に資料を提出して、審議のほうを諮りたいと考えておりますので、現状、取手市の台帳の状況までは私のほうで調べられなかったのですが、の状況とはちょっとまた、神崎町の状況と併せながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） これはお金の額の問題だけじゃなくて、町の姿勢の問題でもありますので、今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3番目の年金を受給しながら生活保護は受けられるかということで、1番目の生活保護の利用をためらう壁となっているものについてですが、生存権を守る

最後のとりでである生活保護ですが、その利用をためらう一番大きな理由は、その申請時に、援助できますかと親族に問い合わせる扶養照会です。しかし、2021年4月から制度の運用が変わり、「扶養照会をしなくてよい」との文言が、「扶養照会をしてはならない」と禁止事項となった場合があります。それはどういう場合を指すのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

私が調べた範囲では、ある程度4つの条件があって、その中には、扶養義務者が存在しないということが条件と伺っております。今お聞きした条件については、まだ私のほうで熟知しておりませんでしたので、また後ほど調べてご回答いたします。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） 70歳以上の高齢者であるという場合も扶養照会は禁止となっているはずですが、そのことをよくお調べいただきたいと思います。

次に、年金額にもよりますが、年金をもらっていても生活保護は申請できるということですね。年金をもらっていても生活が苦しいという高齢者の貧困は、実は女性の問題でもあります。現役のときは男女間に賃金格差があり、その結果、年金収入にも格差ができてきます。また、結婚・出産で仕事を辞めた女性は、額としては低い国民年金だけになってしまいます。そして、高齢者になって配偶者が亡くなったりすれば、途端に生活は苦しくなってしまいます。

それでも年金収入があり持家や車を所有していると、生活保護を受けることはできないと思い込んでいる人も多いです。しかし、年金をもらっていても最低生活に足りない部分は生活保護で支給されます。こういう場合にも申請できると住民に周知しているでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） 議員おっしゃいましたとおり、年金を受給されている方でも、その額によって、最低限の生活を送れることを保障する制度ですので、生活保護費の基準よりも低い年金収入であれば、その差額分に対しては保護申請の対象にはなり得るかと思います。

ただし、生活保護受給のためには大きく4つの条件があります。65歳未満の方であれば、働ける状態にないこと。それと、これが大きな条件ですが、保有している資産がないこと。預貯金であるとか不動産、車も含め、そういった資産がある場合には、そちらをある程度処理してからでないと条件に当てはまらないこと。それと、あらゆ

る制度を利用しても生活が困難であること。4つ目が、先ほども出ましたが扶養義務者が存在しないこと。この4つが基本条件になっておりますので、これらをクリアした上で、年金額が基準額より下回っているようであれば、その差額に対して申請という形は可能かと思われます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） まず、この地域の最低生活費、それを知らない方が多いと思うんですけども、この地域の最低生活費は、単身者の場合は月額幾らになるんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

扶助の種類につきましても、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助と、いろいろな扶助の種類がありますので、一概に幾らということはこの場では難しいと思いますが、この辺の基準であれば、おおむね12万ということを知ったことがあります。

ただ、個別の条件にもよりますので、その額が必ずしも合っているとは限りませんので、個別に相談をいただいた上で、積算の上でお答えする形になるかと思っています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） その最低生活費というのは、相談に来た場合だけ、初めて分かるようになっているんですか。ほかの人には知らせないわけですか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） 今お答えしたように、いろいろな種類の扶助がありますので、一概に幾らということはお答えできませんので、その方が相談に見えたときに初めて計算して出る金額ですので、その場にならないとお答えはできないと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） そういうのがやっぱり事前に分かっていると、相談しづらいと思うんですね。最低生活費に自分のあれは、これじゃ足りないから、じゃあ相談に行こうかとなるんですけど、それが、最低生活費が保障されるのは一体幾らなのか分からなければ、相談に行こうにも行けないと思うんですけども、順番が逆じゃな

いかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、積み上げて計算しますので、一概には言えないというところであります。ただ、実際に生活困窮は切実な問題ですので、本当にお困りのことがあれば、迷わずに関係機関へのご相談はお勧めしておりますので、もしそういう方があれば、お声がけいただければと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7番 鈴木議員。

○7番（鈴木 節子君） では、そういう方が来た場合には、きちんと対応するということですね。

働く能力の活用。これが保護の前に必要ということはよく思われているんですが、生活保護制度では、稼働年齢は65歳未満とされています。65歳以上になっている人に働くことは要求されません。それでも、体力的にきついのに、相当無理をして働いている人も少なくないようです。

生活保護を活用することは、憲法25条で定められた国民の権利であり、決して国からの恵みの制度ではありません。経済的理由で生活に困っている人は誰でも申請でき、差別なく平等に保護を受けることができる権利です。申請の段階でこれを拒否したり却下したりする権限はなく、無条件で受け付けなければならないと法律にもあります。

申請用紙でなくても、他の紙でもいいから、氏名、性別、生年月日、職業、保護を必要とする理由が書いてあればよく、場合によっては口頭の申請でもよいことは、これまで住民に十分周知してきたでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

生活保護につきましては、特段広く周知というものは、例えば広報等で行ってはおりますが、また、ホームページ等にも載せてはおりますけれども、力を入れて広報という形では行っておりません。

また、相談につきましても、町が窓口になっております。町の場合には、最終決定については香取保健所になりますので、町に権限はないんですが、町が窓口となって相談を受けた上で香取保健所という形になりますので、町の窓口としては、来た方に対しては親身に相談を受けているような状況であります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） 何か相談に来たならばいろいろと教えてあげるみたいな感じだと、やっぱり行きにくいと思うんですよね。事前にある程度情報を町民に提供する必要はないのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

本制度自体が町単独のものではありません。これは全国統一的なものでありますので、町だからといって特段強く広報するようなことは行っておりません。それにしても周知しなくてはいけないところはあるかと思いますが、現状、そういった形で行っております。生活困窮の方がおりましたら、町の保健福祉課、もしくは社会福祉協議会等でも相談業務を行っておりますので、いつでも窓口は開いております、お声がけいただければ、私たちのほうで親身に相談のほうは受け付けております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 7 番 鈴木議員。

○7 番（鈴木 節子君） やはりいつでも相談に乗りますというようなところを全面的に出していく必要があると思いますね。そのところはある程度アピールしていく必要があるんじゃないかと思いますので、今後ともそのようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと早いんですけれども、これで私の質問は終わりにします。

○議長（高柳 智君） 以上で、7 番 鈴木節子議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

◇ 3 番 椿 浩 一 君 ◇

○議長（高柳 智君） 3 番 椿浩一議員の質問を許します。

○3 番（椿 浩一君） 3 番、椿浩一です。議長より発言のお許しを得ましたので、させていただきます。

私、1 年目の議員として、9 月に決算の議会、そして3 月に予算議会、今回6 月の議会ということで、1 年間務めてきました。議員として、議会の運営体制だったり、ほかに、視察に行ったり、国や県への要望活動等を通して、少しは議員としての役割と理解が進んできたのかなと思っております。

これから2年目に入るわけなんですけども、これから自分がやりたいことだったりやるべきことをしっかり考えて行っていきたいというふうに思いますし、そういったことを踏まえて、これから一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

詳しい内容については、自席にて行います。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 私のほうから、まず1点目は、区長から町への要望について、何点か確認させてください。昨年9月の議会で石橋議員のほうから一般質問された内容と一部重複する部分があると思いますが、今回は年度ベースでの確認をさせてくださいというところです。

まずは、令和5年度全体で何件の要望が上がってきていますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

令和5年度の区長要望といたしましては、総数としまして29件となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 今、29件というような内容がありましたけれども、これは神崎町でいうと、全地区からの要望なのか、それとも一部の地域に限った数なのかという確認です。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご指摘のとおり、町内各地区からいただいた要望全ての件数となっております。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） この29件、実際に実施できた件数と、率でいうと何%になるのかなという確認です。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

令和5年度、要望29件なんですけど、こちらは全てまちづくり課建設係への要望となっております。このうち、内容といたしましては、排水整備、交通安全対策、道路舗装等に関する要望でございます。

実施状況につきましては、こちら、実施中、あと、実施の見込みのあるものも実施済みとさせていただきましたところ、20件が対応済みもしくは対応中ということです。率にいたしますと、約69%という状況です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） 今、実施は20件という回答があったんですけども、未実施については、どのような理由なのか。全ての内容についてではないんですけど、代表的に、どうしてこの案件ができなかったのかというのを教えていただけますか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えいたします。

未実施の9件につきましては、現地調査の状況に、主なものといたしましては排水整備なんですけど、現地を確認したところ、すぐに実施の必要がないというものが主となっております。あとは、予算的にすぐに対応が困難なものであったりだとか、あとは、町の権限がないようなところに対して、実施・対応不可というような内容になっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） 分かりました。ありがとうございます。

あと、実施・未実施というところで、今、町の管轄ではないだとか予算上の問題があるという返答があったと思うんですけど、未実施という判断をするのは、担当の課長なのか、それとも最終的には町長の判断なのか、どうなんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 区長要望といたしましていただいたものについては、町長名で全て回答しておりますので、現地確認等は担当課、今回はまちづくり課ですが、行っておりまして、回答に関しましては町長名で区長宛てに回答のほうを出しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） それでは、町長名で回答すると。できなかったということについてはだと思えますけども、その内容、詳しい内容を、しっかり区長さんに話している、封書で送る、どちらですか。私が聞き漏れていたらすみません。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 回答につきましては、全て文書で回答しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 文書で回答、分かりました。

できなかった理由について、今回の案件はこういうことでできないんだと。それが文書で入っていると。それを少しでも次の段階に進める、もう少しこの要望事項を進めるにはこうしたほうがいいのかというアドバイスみたいなところは、特にその文書には入っていないということですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 文書につきましては、明確に、例えば排水整備であつたりだとか、必要のないものについては現状必要ないという回答はしておりますが、その都度、今後必要になった場合にはこちらで対処するというような内容は記載しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 区長要望なんですけども、緊急的な事柄を除いた場合、町としては通年を通して受け付けているのですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

区長要望につきましては、通年、随時受付をいたしております。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 通年を通して受け付けているというところなんですけども、それは、区長会を通して区長さんにお知らせはしているということなんですよ。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおりです。区長会にて、区長要望の手続についてご説明いたします。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 通年という回答があつたんですけども、先ほど、一部、予算という話もあつた中で、その予算との兼ね合いを考えた場合には、町としては、ベストじゃないですけども、いつが望ましいという考え方もありますか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 繰り返しになりますが、要望時期については随時、通年でっております。ただ、要望の内容によりまして、経費が大きくなるようなものに

つきましては、恐らく新年度で執行するような場合があると思いますので、そちらについては、当初予算を編成する段階、大体10月から11月ぐらいまでにはご要望いただけると、検討がスムーズに進むのかなというふうに考えております。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 分かりました。

今、要望の内容を聞いたときに、建設課主体というような、ほぼの内容だったというふうに聞いたんですけども、その要望事項の中に、まちづくりに関わるような要望というようなものは、さっき全部建設課関係だという話を聞いたので、1件も寄せられていないということですよね。まちづくりに関わるような要望みたいないところはな

いと。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 今回、令和5年度につきましてはまちづくり課所管業務の要望が全てということで、年度によってはそのほかの課に対する要望が出ている場合もあったというふうに記憶しております。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 過去、今答えてくださいと言ってもなかなか難しいかもしれませんが、今までにあったまちづくりに反映されたような要望というのは、1つでもいいから具体的に何かありますか。

○議長（高柳 智君） 大野教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（大野 和義君） ただ今のご質問にお答えいたします。

過去に区長要望または「町長への手紙」等の要望にあった中で、児童公園の遊具、駅前の遊具などの充実化を要望するという内容があったかと思われます。それはプラザ裏の児童公園に一部新設した遊具があって、そういったもので子どもたちが遊んでいるというようなことが思い当たります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 今こういう質問をしたのは、区長会からの要望ということで、防犯灯だとか道路の修繕だとか排水というような、そういう建設的な、まちづくり課所管の内容が多いというふうに私も思っていました。そういった中で、この要望というのは非常に有意義というか、必要不可欠なものであるというふうに思っていて、多くの町民が自分の町を考える、知恵を出し合うまちづくりにつながるような、町が実施している内容が何かあるなら、教えていただきたいんですけれども。（「具体的

に分かる」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 質問の趣旨を変えたほうがよろしいかと。

○3番（椿 浩一君） 要するに、ここで私が言いたいのは、「町長への手紙」だとか「明るいまちづくりへの声」、あとホームページでのそういう声を聞くというものはあると思うんですけども、これは多分町でやっていることと私も理解しています。

プラス、ここで私が意見を言ってもしょうがないんですけど、そういうように、町の全員がまちづくりのための意見を言えるような手法というんですかね、そういったものを、今、私が「町長への手紙」だとか「明るいまちづくりへの声」だとか言いましたが、それ以外にも何か考えていることはあるのかなという質問なんですけども。

○議長（高柳 智君） 椿議員、質問事項といたしまして、区長要望に対する実施状況についてというのが質問事項だと思いますので、拡大するのであれば、町長に聞かれたほうがよろしいのかとは思いますが。

○3番（椿 浩一君） では、町長、すみませんが、まとまりのない質問かもしれませんが、町民の声を聞くということに絞ったときに、今、「町長への手紙」だとか「明るいまちづくりへの声」、ホームページというようなところの手法はあと私も理解しております。プラス、何かもっと町民の声、みんなで考えていいまちづくりをというところで、何か違った手法もあるならば、町がもし考えていることがあるならば、教えていただきたいなと思います。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

今、具体的にこれだというようなものを考えているわけではございませんけれども、たしか以前、町の計画をつくるときに、アンケートをとったり、それから皆さんの要望事項が入っているものがあったり、そういう形で全体の意見をとったことがあります。

そうした中で出てくるのは、大体いつも同じような、ハード的なものと、それから運営そのものと2つあるかと思うんですけども、ハードで多かったのが、公園だとか、児童公園だとか、道路を直してほしい、電車を増やしてほしいとか、いろいろありますけども、なかなか現実的にすぐできるものでもないわけなんですけども、そういった意見をいろいろ吸い上げながら、町の行政に何とか生かしていけないかなという思いはいつも持っていて、いずれはそういうこともやっていきたいと。

別の話になっちゃいますけども、今、道の駅という大きな事業を抱えておりますので、この事業が完了すれば、そういった一つ一つの意見にももっともっと対応がしや

すくなるのかなと、そういうふうに考えています。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 次の質問に移りたいと思います。今年の3月に神崎町第5次総合計画における実施計画の策定が行われて、今日、私、持ってきていますけども、具体的な個別の事業と実施時期が明確に示されています。この内容を町民には広報していますか。確認です。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

こちらの令和6年3月に策定いたしました実施計画であります、議会への配付、監査員への配付、遅くなりましたが町のホームページへの掲載等はしましたが、実施計画につきましては、文字も多く、事務事業の細かい計画になっておりますので、今のところ、積極的に町民への広報はしていない状況であります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 実施計画の内容を確認させていただきたいんですけども、実施計画の中で、令和6、令和7、令和8というような枠に、事業費、並びに、丸とひし形で実施の内容が記載されています。年度ごとに記載内容が変わっていて、進捗を見るという見解でよろしいでしょうか。6年度については事業費が入っています。でも、7年度、8年度、丸、丸とついているものについては、じゃあ7年度はここにまた新たな数字が入ってきて、そこの進捗が見られるというような冊子になっていくということよろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

こちらの実施計画であります、今までは3年に一度策定していたものを、今後、ローリングで1年ごとに策定していく考えであります。本年度もつくる予定であります、本年度のものにつきましては、R7、R8、R9という数字が入り、R7のところは令和7年度の当初予算の数字が入るというような構成になるように考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） ローリングで毎年というような回答がありましたので、しっかり確認していきたいというふうに思います。

あと、達成の水準というところに入っているんですけども、令和４年度の実績が令和６年の実績を上回っている、目標値を超えているというような取組、事業内容があります。ここについては、令和７年度以降の目標値の情報修正というものは考えていますか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

進捗状況の目標値につきましては、令和３年３月に策定した第５次総合計画の前期基本計画から引用しております。最終年度が本年度、令和６年度でありますので、本年度策定する実施計画につきましては、目標値はこのままで使い、当初の計画のうち、達成できたものと達成できなかったものが分かるようにしたいと考えております。

その上で、今年度と来年度の２か年で策定を予定しております後期基本計画において、新たな達成目標を設定したいと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ３番 椿議員。

○３番（椿 浩一君） 次に、この実施計画の中で言っている観光の振興についてというところで、圏央道の４車線化が少し延期になったというところで、道の駅並びに周辺事業の施工見直しというような町長の声からも、最初の発言もあったんですけども、じゃあ、実際に令和７年・８年に向けて、６年度の中で具体的に何を準備していくのかというところです。

実施計画の中に、企業の誘致だったり、駅前の情報発信機能強化だったり、町外からの外客を町内に入れる施策だったり、観光交流人口の増加、ハイウェイオアシスの整備というようなことが具体的に入っているんですけども、そこをこの６年、実際の完成までにどのように進めていく、イメージでもいいんですけども、あれば、教えていただきたいと。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ただ今のご質問ですと、今年の工事の内容というよりは、もっと大枠というような考え方でよろしいでしょうか。

当然、道の駅の改修事業につきましては、国交省の計画と併せて、また、議員の皆様方にもご説明させていただきましたとおり、令和７年度に新築の工事を行うというようなことで、今年度は、現在行っているボックスカルバートであるとかの造成工事、また、電気のインフラ改修工事、浄化槽の工事というものに既に着手しております。

事務所の改修工事であるとか、そういった準備工事を今年行っていくようになります。これは本当に具体的なところのお話ということで、皆様方にも以前、お示しをさせていただいたところでございます。

大きな枠の話ということで、ハイウェイオアシスというお話が今ございました。議会の中でも何度か議論に上がっております、現在、常総国道事務所さんのほうで利用しておりますストックヤードですね、こちらを、最終的に借地が終わった後で、公園なりの施設をつくっていくというような話の中で、今年度、農振除外に向けた協議というものを進めていこうというふうには考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 次に、高齢者福祉・介護の充実というところになるんですけども、第5次総合計画のアンケートの結果から、優先度1位というところが、医療体制という項目になっております。この実施計画の中でも重点項目と設定しているにもかかわらず、令和6年度はひし形のことになっております。

医療体制強化について検討を行うにとどまっているんですけども、総合計画をつくったときに優先度1位という内容になっているにもかかわらず、令和6年の中でひし形の状態というのは、どういう考えなのか、そこを聞きたいというところです。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

人口減少地域であるとか高齢化が進んでいる地域、これは神崎町だけじゃなく、全国的に問題になっている課題であります。地域医療の強化というのは重要な課題であって、地元に住んでいる方が安心して過ごすためには必要不可欠な課題、テーマであります。

地域医療の強化ということでは、医療機関における設備であるとか人材の確保、こういったことが課題となります。そういったことに支援が重要となっておりますが、本町においては、直営の医療機関というのがございませんので、直接的な支援というのは、現状、難しいというところであります。

現状行っている、いつでも電話相談ができる健康相談ダイヤル24というのがあるんですが、これを引き続き運用して相談業務を行ってもらうと同時に、香取郡市の医師会、歯科医師会、それと近隣市町の医療機関、こちらとの連携を少し強めて、体制づくりを進めていくことが大切かなと思っております。

また、町内医療機関との協議を行いまして、より町民の方が安心して受診できる体

制づくりを医療機関とともに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 今、町内医療機関というような答弁があったと思うんですけども、町として、医療機関・体制というものをどうすべきなんだと。どうするのがベストなんだという考え方はあるかということと、医療体制だとか病院の規模というんですかね、診療体制というんですかね、そういうところも具体的な考え方はあるかというところの確認です。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

町の国保病院とか、そういったものがあれば別なんですけど、神崎クリニック、あと歯科医院が2つありますが、全て民間の事業者であります。民間の事業者には直接町が費用をかけてという形では、なかなか課題が多くて、難しいところではあります。

当然、診療体制を強化するためには、中の設備であるとか、先ほど申しましたけれども、常勤の先生を増やしてもらうということが必要になってくると思いますが、あくまでも民間事業者であり、採算のことも考えての事業運営を行っていることなので、かなり厳しいところがあるかと思えます。

ですので、町としての意向を協議の中で伝えながら、町としての希望というものを協議しながら進めていく形しかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 今答弁があった内容で進めていくしかないのかなと、私も実際、そう思います。

今、町の考え方だとか、こうしてほしいということについて、唯一のクリニックという話もありましたけども、そこの偉い方、理事長だとか院長に対して、また、実際に意見交換だとか町としての要望みたいなのは、まだ伝える機会は、していないということですか。現段階で。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） 私、この4月から来たので、4月以降はあれなんですけど、昨年度、一度、院長との協議が行われているということは聞いております。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） その昨年の実施の中で、何かよい回答みたいなものは得られた

んですか。全然まだそういう段階には行っていないというところでしょうか。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

経営者のほうが代わりまして、事業所の立て直しということでしょうか、経営基盤の安定を図っている最中ということなので、急激な設備投資だとか、そういったものは難しいのかなという感じでの話ということは聞いております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） この3月にできた実施計画、これは今、各課が事業を進める上で、どのような位置づけで、どのように活用されているのか、確認させてください。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

こちらの実施計画ですが、町長ヒアリング、また、各課ヒアリングを行い、6年度の当初予算ベースに、6年度から8年度までに行う事業の内容ということで策定いたしました。

今回から、直近年度の事業費の推計、また、新規事業、DX関連事業、重要事業が一目で分かるように、太字にするなどのレイアウト変更をいたしました。

本年度においても、またローリング方式で実施計画を作成するために、既に5月に町長ヒアリングを行っているところであります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） この実施計画なんですけど、先ほど町民に広報しましたかというところで、具体的にはしていないというような答弁があったと思うんですけども、総合計画の中に、「町民と行政が住民主役のまちづくりに取り組むための共通目標となるものです」という言葉が入っていました。共通目標になるものですよというにもかかわらず、周知もして広報もしなければ、共通目標になり得ないと私は判断しますが、その辺も踏まえて、今度、7・8・9というふうにつくるわけだと思うんですけども、それをどう町民に理解してもらって、少しでも、確かに内容も難しいし、文字面で非常に、見づらいという言い方は失礼ですね、ちょっと分かりにくいところはあると思うんですけども、そういうところを踏まえて、町民の方に少しでも興味を持ってもらうようにするには、そういうような手法、何か手だてのようなものがあるならば、教えてください。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 本年度策定した実施計画につきましては、積極的に広報を行いませんでしたが、貴重なご意見をいただきましたので、町ホームページあるいは広報、策定した旨をSNS、公式LINEで伝える等、そういった広報の方法をもって、今後は積極的に町民の方にもお知らせしていければと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 分かりました。しっかり広報していただきたいというふうに思います。

以上で私のほうから質問を終わりにします。

○議長（高柳 智君） 以上で、3番 椿 浩一議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高柳 智君） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は明日7日午前11時から会議を再開いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時10分）